

## 平成26年度 市民委員会資料④

所管事務の調査（報告）

川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）に関する  
パブリックコメントの実施について

資料1 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）  
概要

資料2 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）  
施策体系図

資料3 パブリックコメントのお知らせ

資料4 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）

市民・子ども局

（平成26年11月18日）

改定の考え方

- 平成12年12月、「人権教育と人権啓発の推進に関する法律」の制定に合わせて「川崎市人権施策推進指針」を策定しました。また、平成19年2月、同法の規定に基づき「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。
- 平成19年2月の現行計画策定から7年余が経過し、人権を取り巻く状況も変化している中、平成27年3月で計画期間が終了することから、これに合わせて計画を改定します。
- 改定にあたっては、現行計画を基本とし、策定後に新たに取り組んだ施策を計画上に位置付けるとともに、外部委員による「かわさき人権施策推進協議会」の意見や人権関連の法律・条例の整備状況、社会経済状況の変化や新たな人権課題などを踏まえて改定します。
- 計画期間は新たな総合計画との整合を図り、平成27年度から37年度までとします。

かわさき人権施策推進協議会の意見（平成26年3月、第6期協議会）

- 計画の第1部「基本的な考え方」について、次の課題を検討すること
  - ・人権保障に向けた市独自の「基本原則」
  - ・平等を前提に人間の多様性を保障していけるような諸制度
  - ・各施策の検証・評価の視点 など
- 計画の第2部「施策の方向」について、次の課題を検討すること
  - ・生活困窮者に対する伴走型で実効性ある総合的な相談窓口 など
- 計画の第3部「分野別施策」について、次の課題を検討すること
  - ・災害時要援護者支援や東日本大震災避難者支援 など

人権をとりまく状況と課題

《国内の動き》

平成19年以降、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、ハンセン病問題基本法などの法整備が進められました。

《本市の動き》

本市では、犯罪被害者支援相談窓口や性同一性障害者相談窓口の設置、川崎市子どもを虐待から守る条例や川崎市自殺対策の推進に関する条例、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定等に取り組んできました。

《人権意識の推移》

人権に関する市民意識調査(平成22年)によると、「市民一人ひとりの人権意識が高くなっていると思う」とする割合が5年前に比べて5.9ポイント減少し、「思わない」とする割合が4.6ポイント増加しています。

問 あなたは、自分自身を含め、市民一人ひとりの人権意識が、10年前(平成12年)に比べて高くなっていると思いませんか。(○は1つ)

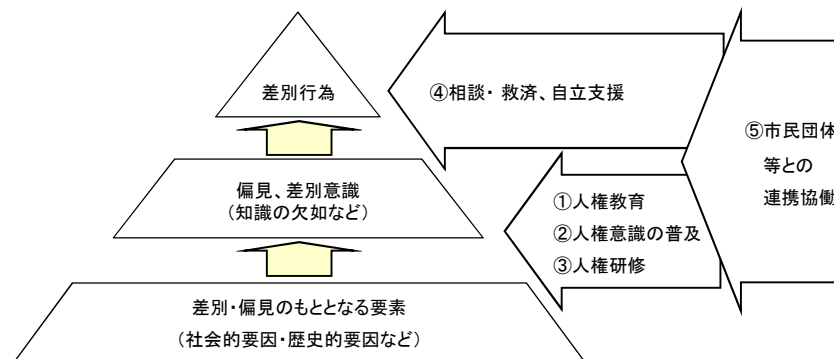
	そう思う	そう思わない	どちらともいえない	無回答	(%)
平成22年 (N=1,788)	37.1	25.8	34.3	2.7	
平成17年 (N=2,006)	43.0	21.2	33.8	1.9	

《今後の課題》

インターネット上における人権侵害、経済の低迷等に伴う貧困に関わる問題、東日本大震災等災害被害者に対する人権問題や災害時要援護者支援の問題、性的マイノリティの人々の人権などが**施策上の課題**となっています。

主な改定の内容

【人権かわさきイニシアチブの推進スキーム】



《新規の取組》

○メインタイトルの導入

人権施策を市が率先して推進することを「人権かわさきイニシアチブ」として示すとともに、インパクトのある名称を計画のメインタイトルとすることで、「人権」を身近に感じてもらうものです。

○前文の導入

計画の冒頭に、川崎が人権施策に率先して取り組んでいく都市であることを内外に示すとともに、東京オリンピック・パラリンピックや市制100周年を見据えて、あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れることなどを基本原則として掲げた「前文」を定めます。

- 人権を尊重し、共に生きる社会を築くため、あらゆる施策へ人権尊重の視点を反映させる必要性は高まっている。
- 一人ひとりの人間の尊厳を最優先する「川崎らしい」人権施策を、平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重しながら推進していくことを決意。

○施策の進行管理

人権施策についての自己評価と協議会による検証プロセスを導入します。

《改定版で新たに位置付けた取組》

○施策の柱を4本から5本に拡大

「人権教育の推進」、「人権意識の普及」、「相談・救済、自立支援の充実」、「連携協働による取組の推進」という4つの人権施策の柱に、市職員が今後より一層率先して取り組んでいくという姿勢を明確にするため「人権研修の充実・推進」を加え、「5つの柱」とします。

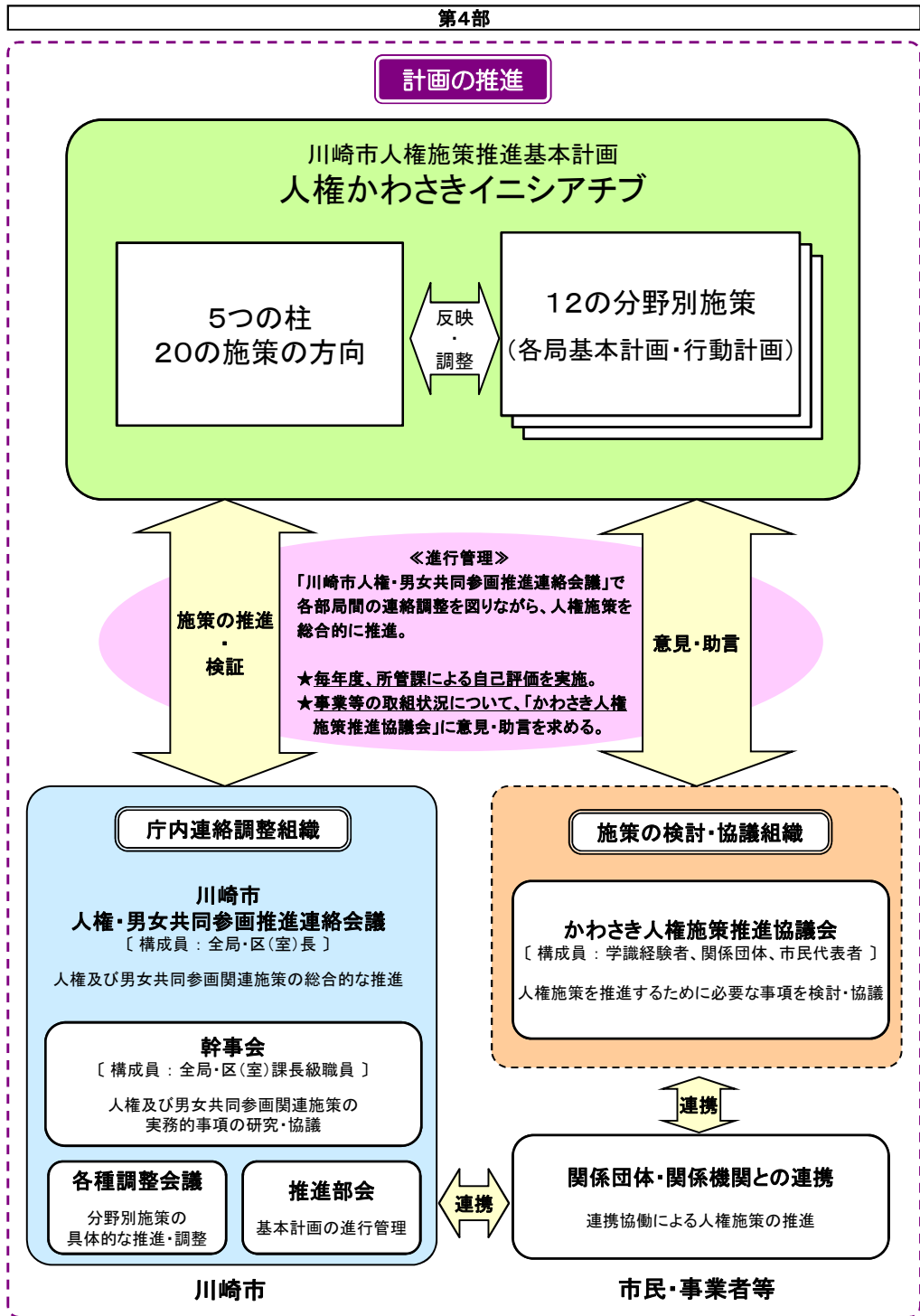
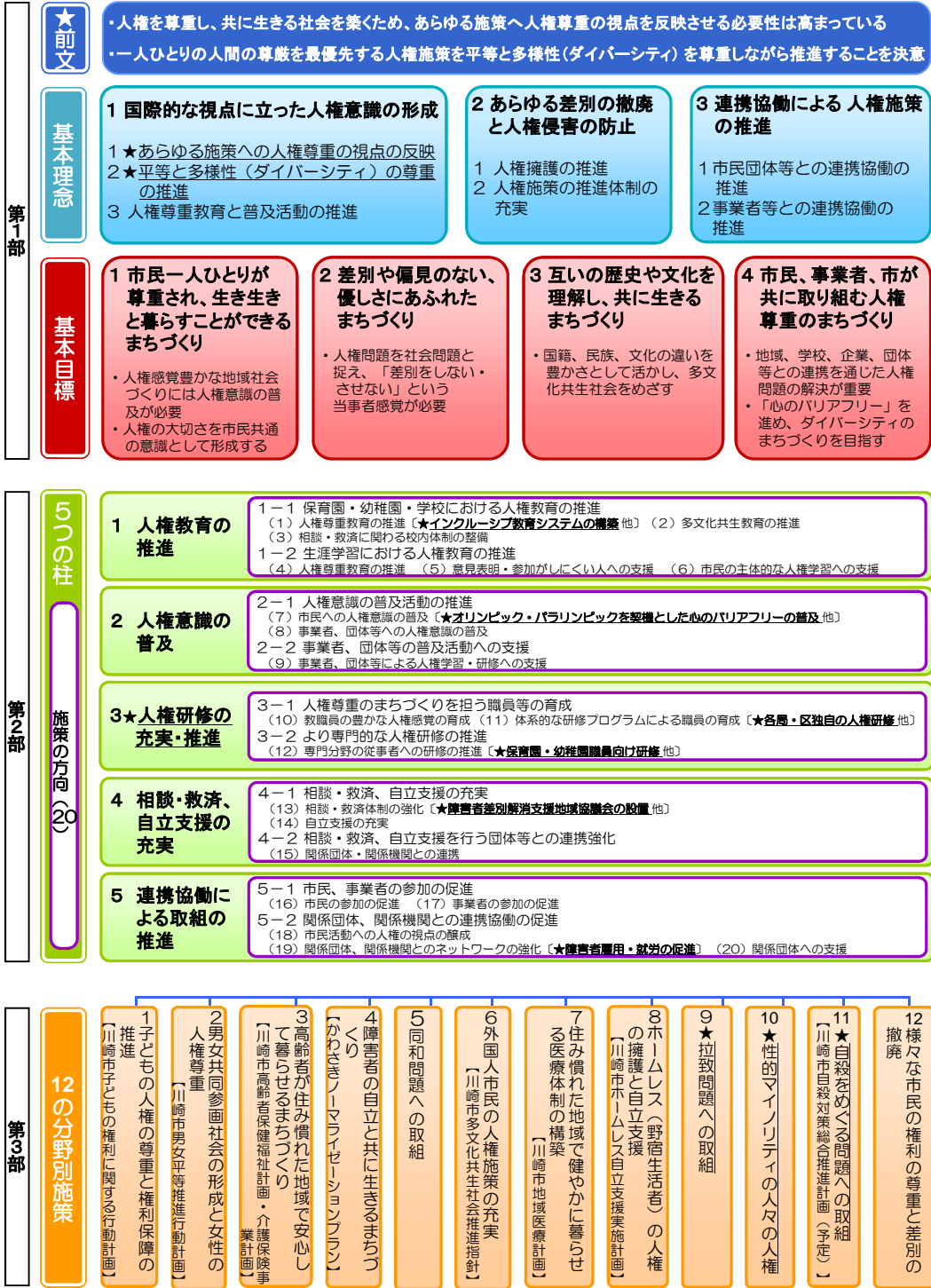
○分野別施策の拡大

分野別施策については、子どもの人権や男女共同参画などの9項目に、本市が先駆的または独自に取り組んでいる「拉致問題への取組」、「性的マイノリティの人々の人権」、「自殺をめぐる問題への取組」などの取組を加え、「12の分野別施策」とします。

計画の位置付け

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条「地方公共団体の責務」の規定に基づく取組として位置付けられます。

★:新規の施策



# 人権を尊重し、共に生きる社会をめざして 基本計画を改定します。



川崎市人権施策推進基本計画改定(案)について、  
市民の皆様から御意見を募集します!

川崎市人権施策推進基本計画とは、人権に関わる市の施策を  
総合的・計画的に推進するための計画です。

社会経済状況の変化や、新たな人権課題に対応した計画に改定し、  
すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、幸せのあふれる  
「最幸のまち かわさき」の実現に向けて、基本計画を改定します。

## ☑ 募集期間

2014(平成26)年

**11月25日(火)～12月25日(木)**

\*郵送の場合、  
募集期間終了日必着

## ☑ 提出方法

意見書(もしくはその他のA4サイズの書式)を用いて、郵送、持参、FAX、市ホームページの  
フォームメール、男女共同参画センター(すくらむ21)にある回収BOXのいずれかで、  
川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室あてにご意見をお寄せください。

## ☑ 冊子の閲覧方法

「川崎市人権施策推進基本計画改定(案)」は、市役所市民・こども局人権・男女共同参画室、  
各区役所(市政資料コーナー)、かわさき情報プラザ(市役所第3庁舎2階)、  
川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)、市ホームページでご覧になれます。

## ☑ 提出先・問い合わせ先

**川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室**

住 所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電 話 044(200)2316 FAX 044(200)3914

市ホームページ 「パブリックコメント 意見を募集している政策等」 [川崎市](#) [パブコメ](#) [検索](#)

※お寄せいただいたご意見に対して個別には回答いたしません。市の考え方を内容ごとに整理し、市のホームページで公表します。

※記載していただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認するために使用します。

また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理します。

※皆様からのご意見等を踏まえて基本計画を改定し、2015(平成27)年4月に施行する予定です。

# 川崎市人権施策推進基本計画

## 人権かわさきイニシアチブ

—人権を尊重し、共に生きる社会をめざして—

(案)

2015（平成27）年 月

川崎市

# はじめに

年 月  
川崎市長 福田 紀彦

# 目 次

## 第 1 部 基本的な考え方

### I 前文

### II 川崎市における人権をとりまく状況

- 1 国際的な取組
- 2 国内の動き
- 3 川崎市におけるこれまでの取組と課題
  - (1) これまでの取組
  - (2) 今後の課題

### III 基本計画の位置付け

### IV 計画期間

### V 基本理念

- 1 国際的な視点に立った人権意識の形成
  - (1) あらゆる施策への人権尊重の視点の反映
  - (2) 平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進
  - (3) 人権尊重教育と普及活動の推進
- 2 あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止
  - (1) 人権擁護の推進
  - (2) 人権施策の推進体制の充実
- 3 連携協働による人権施策の推進
  - (1) 市民団体等との連携協働の推進
  - (2) 事業者等との連携協働の推進

### VI 基本目標

- 1 市民一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らすことができるまちづくり
- 2 差別や偏見のない、優しさにあふれたまちづくり
- 3 互いの歴史や文化を理解し、共に生きるまちづくり
- 4 市民、事業者、市が共に取り組む人権尊重のまちづくり

## 第2部 5つの柱と施策の方向

### I 5つの柱

### II 施策の方向

#### 1 人権教育の推進

##### 1-1 保育園・幼稚園・学校における人権教育の推進

- (1) 人権尊重教育の推進
- (2) 多文化共生教育の推進
- (3) 相談・救済に関わる校内体制の整備

##### 1-2 生涯学習における人権教育の推進

- (4) 人権尊重教育の推進
- (5) 意見表明・参加がしにくい人への支援
- (6) 市民の主体的な人権学習への支援

#### 2 人権意識の普及

##### 2-1 人権意識の普及

- (7) 市民への人権意識の普及
- (8) 事業者、団体等への人権意識の普及

##### 2-2 事業者、団体等の普及活動への支援

- (9) 事業者、団体等による人権学習・研修への支援

#### 3 人権研修の充実・推進

##### 3-1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成

- (10) 教職員の豊かな人権感覚の育成
- (11) 体系的な研修プログラムによる職員の育成

##### 3-2 より専門的な人権研修の推進

- (12) 専門分野の従事者への研修の推進

#### 4 相談・救済、自立支援の充実

##### 4-1 相談・救済、自立支援の充実

- (13) 相談・救済体制の強化
- (14) 自立支援の充実

##### 4-2 相談・救済、自立支援を行う団体等との連携強化

- (15) 関係団体・関係機関との連携

#### 5 連携協働による取組の推進

##### 5-1 市民、事業者の参加の促進

- (16) 市民の参加の促進
- (17) 事業者の参加の促進



## 5-2 関係団体・関係機関との連携協働の促進

(18) 市民活動への人権の視点の醸成

(19) 関係団体・関係機関とのネットワークの強化

(20) 関係団体への支援

## 第3部 分野別施策

- 1 子どもの人権の尊重と権利保障の推進
- 2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重
- 3 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
- 4 障害者の自立と共に生きるまちづくり
- 5 同和問題への取組
- 6 外国人市民の人権施策の充実
- 7 住み慣れた地域で健やかに暮らせる医療体制の構築
- 8 ホームレス（野宿生活者）の人権の擁護と自立支援
- 9 拉致問題への取組
- 10 性的マイノリティの人々の人権
- 11 自殺をめぐる問題への取組
- 12 様々な市民の権利の尊重と差別の撤廃
  - (1) 固有の歴史・文化を持つ人々の人権
  - (2) 犯罪被害者の人権
  - (3) 刑を終えて出所した人の人権
  - (4) 災害被害者の人権
  - (5) 人身取引被害者の人権
  - (6) インターネットによる人権侵害

## 第4部 計画の推進

- 1 推進の経緯
- 2 推進体制の充実
  - (1) 庁内連絡調整組織
  - (2) 施策の検討・協議組織
  - (3) 関係団体・関係機関との連携
- 3 進行管理

## 資料編

## 第1部 基本的な考え方

### I 前文

1948年12月10日、第3回国連総会において世界人権宣言が採択されました。同宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」ことを謳い、その後に発展する国際人権保障制度の土台を築きました。こうして、国連では、同宣言採択後、国際人権規約をはじめとして、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約などが作成されてきました。このように定立されたグローバルな人権基準は、条約ごとに設置された委員会や国連総会・人権理事会などを通じて、その実施状況を国際的に監視されるようになっていきます。世界人権宣言が謳い上げた理念は、66年たった今も継承され、さらなる制度的な発展を続けています。

日本国憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」であり、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と定め、さらに、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを誠実に遵守すること」を定めています。国際協調主義を掲げた憲法の下にあって、国際人権規約など日本が締結した人権諸条約は、基本的に日本の国内法としての効力を与えられており、日本の国内において、憲法とともに市民の人権を保障するものとなっています。

憲法や条約に定められた人権は私たち一人ひとりのものであり、身近なところで活かされなければ本来の意義を失ってしまいます。私たちが日常生活を営む場は例外なく地方自治体の中にあります。川崎市は、人権が尊重される社会を実現する現場の最前線としての責務を強く意識して、差別と闘う当事者や市民からの主体的な働きかけを受け止めながら、多くの人権施策に取り組んできました。

21世紀の深まりとともに、経済のグローバル化が進み、地域や職場における人と人とのつながりが希薄化し、さらに非正規雇用が増加するなど、人権に関わる新たな課題が増えてきています。こうした変容する社会情勢を受けて、人権を尊重し、共に生きる社会を築くため、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させる必要性はますます高まっています。

川崎市は、東京オリンピック・パラリンピックや川崎市制100周年を見据えて、新たな時代状況に対応するため、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する「川崎らしい」人権施策を、平等と多様性（ダイバーシティ）を尊重しながら推進していくことを決意し、ここに、川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」を策定します。

## II 川崎市における人権をとりまく状況

### 1 国際的な取組

第二次世界大戦後間もない1948（昭和23）年に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」の条文で始まる世界人権宣言が、国連総会において採択されました。

その後、国際人権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約、障害者権利条約<sup>1</sup>など多くの人権条約が採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年など国際的な取組が行われています。

また、1995（平成7）年から2004（平成16）年まで「人権教育のための国連10年」の取組が進められ、終了後に国連総会において「人権教育のための世界プログラム」が決議されました。これに基づき「人権教育のための世界計画」が2005（平成17）年から2009（平成21）年の第1フェーズ行動計画や、2010（平成22）年から2014（平成26）年の第2フェーズ行動計画によりさらに進められています。

さらに、国連では人権分野への対処能力強化を目的として、2006（平成18）年に人権委員会に替えて人権理事会が創設されるとともに、UPR<sup>2</sup>の導入や国連人権高等弁務官事務所の機能強化が進められました。国際人権規約をはじめとする国際人権諸条約はそれぞれ委員会（条約機関）への報告制度<sup>3</sup>があり、日本政府に対してさまざまな勧告が行われています。

---

<sup>1</sup> 障害者権利条約は、障害を個人の属性と社会的障壁との相互作用と捉え、「persons with disabilities」と表記している。日本政府は、障害者権利条約署名後に障がい者制度改革推進会議のもとに作業チームを設置し、「障害」「障碍」「障がい」等の表記について検討し、2010（平成22）年に報告書を発表した。報告書では、社会的障壁としての「障害」の表記について多様な考え方があり、「現時点において新たに特定のものに決定することは困難であると言わざるを得ない」ため「当面、現状の『障害』を用いる」とした。

<sup>2</sup> UPR：Universal Periodic Review（普遍的定期審査）。全ての国連加盟国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして盛り込まれた制度。国連加盟国各国は4年半で全ての国が審査される。

<sup>3</sup> 報告制度：締約国が、条約に規定された人権尊重・確保の義務をどのように履行しているかについて、自ら報告を定期的に委員会（条約機関）に提出し、それを委員会が検討する制度。

## 国際人権諸条約一覧

名称	略称等	採択年	発効年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	人身売買禁止条約	1949 (昭和24)	1951 (昭和26)	1958 (昭和33)
難民の地位に関する条約	難民条約	1951 (昭和26)	1954 (昭和29)	1981 (昭和56)
婦人の参政権に関する条約	婦人参政権条約	1953 (昭和28)	1954 (昭和29)	1955 (昭和30)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	1965 (昭和40)	1969 (昭和44)	1995 (平成7)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権規約 (社会権規約)	1966 (昭和41)	1976 (昭和51)	1979 (昭和54)
市民的及び政治的権利に関する国際規約	国際人権規約 (自由権規約)	1966 (昭和41)	1976 (昭和51)	1979 (昭和54)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	女性差別撤廃条約	1979 (昭和54)	1981 (昭和56)	1985 (昭和55)
拷問及びその他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	拷問等禁止条約	1984 (昭和59)	1987 (昭和62)	1999 (平成11)
児童の権利に関する条約	子どもの権利条約	1989 (平成元)	1990 (平成2)	1994 (平成6)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	強制失踪条約	2006 (平成18)	2010 (平成22)	2009 (平成21)
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	2006 (平成18)	2008 (平成20)	2014 (平成26)

## 2 国内の動き

国は、「国際人権規約」をはじめ主要な国際人権諸条約（左表参照）を批准するとともに、1996（平成8）年には、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにした「人権擁護施策推進法」（5年の時限立法）を制定し、1997（平成9）年には、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、同年、「我が国の多様な文化の発展に寄与すること」を目的に「アイヌ文化振興法」を制定しました。2008（平成20）年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で採択されています。

2000（平成12）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されました。同法の規定に基づき、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

また、分野別の人権施策についても、それぞれ個別法や計画の整備が進められています。主なものでも、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、ハンセン病問題基本法などが挙げられます。

さらに、1993（平成5）年に国連総会で決議されたパリ原則<sup>4</sup>に沿った国内人権機関を設置することが、日本政府に対する国連人権理事会のUPR等で勧告されています。

### 主な人権関係法

分野	名称	制定年
人権全般	社会福祉法	1951（昭和26）
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2000（平成12）
子ども	児童福祉法	1947（昭和22）
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	1999（平成11）
	児童虐待の防止に関する法律	2000（平成12）
	子ども・若者育成支援推進法	2009（平成21）
	いじめ防止対策推進法	2013（平成25）
男女	売春防止法	1956（昭和31）
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	1972（昭和47）
	男女共同参画社会基本法	1999（平成11）

<sup>4</sup> パリ原則：「国内機構の地位に関する原則」。権限及び責任、構成並びに独立性及び多元性の保障など国内人権機関を設置する際の原則を定めたもの。

分野	名称	制定年
男女	ストーカー行為等の規制等に関する法律	2000 (平成12)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	2001 (平成13)
高齢者	老人福祉法	1963 (昭和38)
	介護保険法	1997 (平成9)
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	2005 (平成17)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2006 (平成18)
障害者	身体障害者福祉法	1949 (昭和24)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1950 (昭和25)
	知的障害者福祉法	1960 (昭和35)
	障害者の雇用の促進等に関する法律	1960 (昭和35)
	障害者基本法	1970 (昭和45)
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	2011 (平成23)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	2012 (平成24)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	2013 (平成25)
ホームレス等	生活保護法	1950 (昭和25)
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	2002 (平成14)
	生活困窮者自立支援法	2013 (平成25)
拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	2002 (平成14)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	2006 (平成18)
性的マイノリティ	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	2003 (平成15)
自殺	自殺対策基本法	2006 (平成18)
アイヌ民族	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	1997 (平成9)
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法	2004 (平成16)
災害被害者	被災者生活再建支援法	1998 (平成10)
	子ども・被災者支援法	2012 (平成24)
ハンセン病回復者	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	2008 (平成20)

### 3 川崎市におけるこれまでの取組と課題

#### (1) これまでの取組

川崎市は、関東大震災の翌年、1924（大正13）年7月1日に市政が施行され、その後、隣接町村を編入し1930年代に現在の市域が形成されました。震災の復興後、京浜工業地帯の中核都市として、日本の近代化や経済発展を先導するとともに、戦災からの復興や公害の克服など様々な役割を果たしてきました。

なかでも、市の南部・臨海地域は、戦前より大企業とその関連企業で働くため、日本各地や、さらに朝鮮半島をはじめとする海外から多くの人に移り住み、地域に根づいて多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展してきました。

1990年代以降、経済活動のグローバル化が進展する中で、JR南武線沿いには世界的なIT関連企業や研究開発施設等が数多く立地するとともに再開発が進み、また、北西部の多摩丘陵部等での宅地開発が進んだことにより、2014（平成26）年には人口が146万人を超えました。その中で、様々な国から在留資格も多様な人々が来日し、地域で生活する外国人市民も増えています。

こうした中で、川崎市は国際人権諸条約の基準に沿った人権保障を見据えながら、2000（平成12）年に「川崎市人権施策推進指針」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。分野別の人権施策についても、川崎市外国人市民代表者会議条例<sup>5</sup>、川崎市子どもの権利に関する条例<sup>6</sup>、男女平等かわさき条例<sup>7</sup>を制定し、条例の趣旨に沿って具体的・計画的に実施するための行動計画や、多文化共生社会の構築をめざす川崎市多文化共生社会推進指針<sup>8</sup>を策定しました。また、子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権侵害については、相談・救済を行うため川崎市人権オンブズパーソン条例を制定しました。

さらに、2008（平成20）年の犯罪被害者支援相談窓口の設置や2010（平成22）年の性同一性障害者相談窓口の設置、2012（平成24）年の川崎市子どもを虐待から守る条例や2013（平成25）年の川崎市自殺対策の推進に関する条例、2014（平成26）年の川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定など、着実に人権施策を推進してきました。

#### (2) 今後の課題

経済のグローバル化等が急速に進展し、社会経済システムが大きく変化するとともに、地域における連携・連帯が希薄化してきていることから、市民の生活や地域の安全が脅かされ、一人ひとりの人権が守られにくい状況も生まれています。例えば、地域社会のなかで連携がとれず、不安感を増すことが「自己防御」の強く働く要因となります。また、そ

<sup>5</sup> 川崎市外国人市民代表者会議条例：1996（平成8）年制定。

<sup>6</sup> 川崎市子どもの権利に関する条例：2000（平成12）年制定。

<sup>7</sup> 男女平等かわさき条例：2001（平成13）年制定。

<sup>8</sup> 川崎市多文化共生社会推進指針：2005（平成17）年制定。

のような風潮が児童虐待をはじめ、ヘイトスピーチ<sup>9</sup>などの外国人排斥、ホームレス（野宿生活者）差別などの人権侵害を引き起こす遠因にもなっているという指摘もされています。

また、名前や顔写真などの個人情報さらされ中傷されたなど、高度情報化社会の進行に伴うインターネット等を利用した人権侵害や、リーマン・ショック以降の経済の低迷等に伴う貧困に関わる人権問題、東日本大震災により避難している方々の人権、特に放射線や放射能物質に起因する福島県民や県外避難者に対する風評被害や差別問題など、さまざまな市民の権利の尊重と人権問題に対する取組が必要となっています。

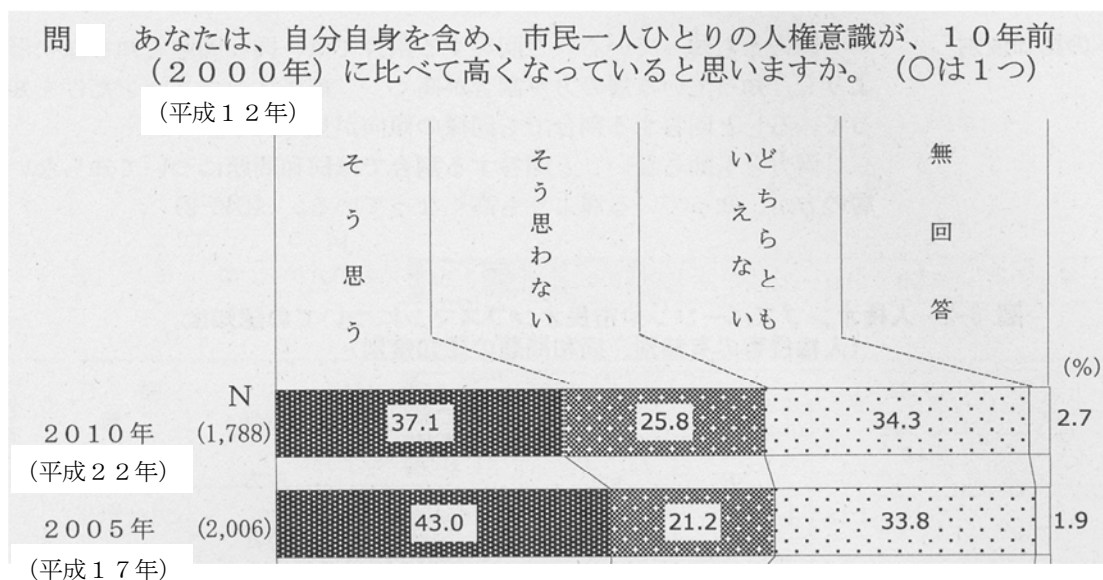
さらに、高齢者・障害者・外国人・乳幼児・妊婦等災害時要援護者への支援問題、性同一性障害等の性的マイノリティの人々の人権、相次ぐいじめ自殺事件で社会的関心を集めた子どもの人権問題や、障害者でありかつ高齢者である場合、外国人でありかつ女性である場合など、当事者が差別を複合的に抱えることもあります。

こうしたすべての市民の身近な安全・安心な暮らしを守ることは、人権施策上からも大きな課題となっています。

#### ア 人権意識の推移について

人権施策推進基本計画に基づき人権教育や人権意識の普及を進めてきましたが、2010（平成22）年の「人権に関する市民意識調査」によれば、「市民一人ひとりの人権意識が高くなっていると思う」とする割合が5年前に比べて5.9ポイント減少し、「思わない」とする割合が4.6ポイント増加しています。

今後、より一層多様な手法により人権教育や人権意識の普及を進めていくことが課題となっています。



<sup>9</sup> ヘイトスピーチ (Hate Speech) : 憎悪表現。人種差別撤廃条約第4条は「締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種の憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する」と定めている。

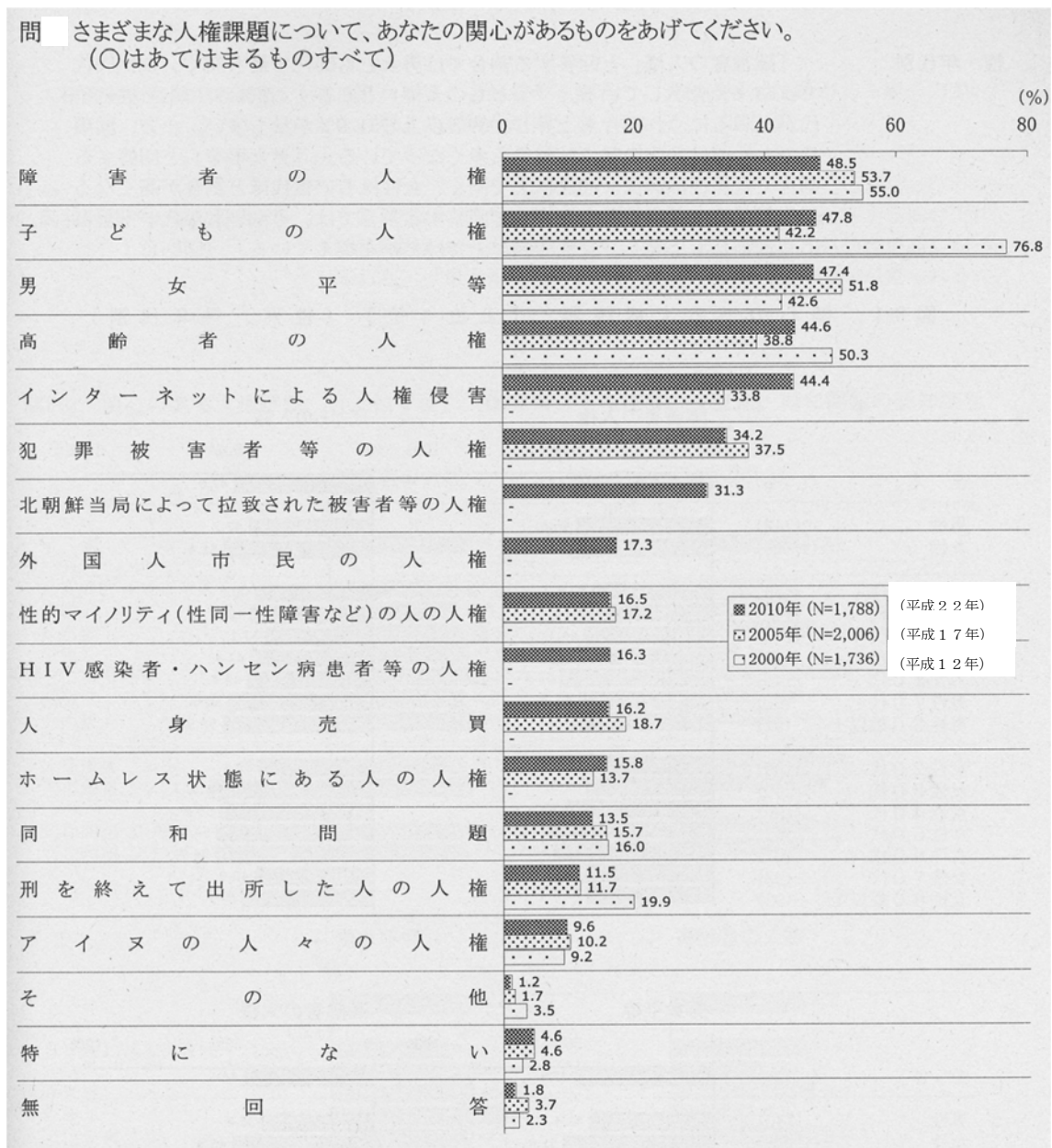


イ 人権課題について

2010（平成22）年の「人権に関する市民意識調査」によれば、市民が関心を持つ人権課題は一層多様化しています。障害者、子ども、男女平等、高齢者等の従来からの人権課題への関心が依然として高いことに加え、インターネットによる人権侵害や犯罪被害者の人権、拉致被害者の人権など新たな人権課題に対する関心も高まっています。

また、性同一性障害など性的マイノリティの人権にも一定の関心が寄せられるなど、関心は低いものの、人権問題に対する関心や理解の対象が広がっていることがうかがえます。

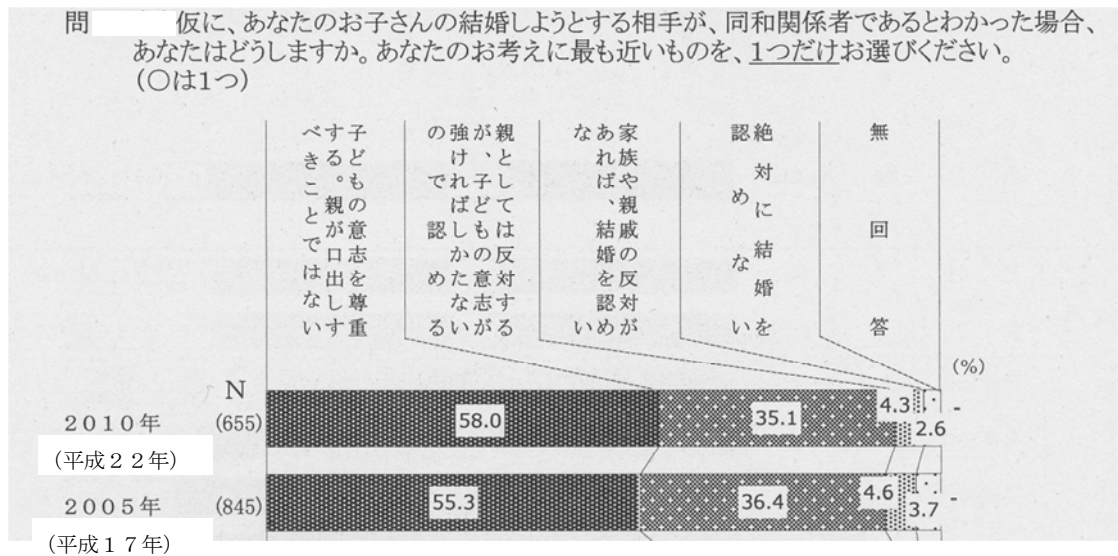
今後も、障害者、子ども、男女平等、高齢者等の人権課題に引き続き取り組むとともに、新たな人権課題に対して積極的に取り組んでいくことが課題となっています。



### ウ 同和問題について

2010（平成22）年の「人権に関する市民意識調査」によれば、仮に自分の子どもが結婚しようとする相手が同和関係者であるとわかった場合、「親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたないので認める」という回答が依然として3割を超えています。

今後も、同和問題への正しい理解を図るために、人権教育や人権意識の普及を行い、市民や人権に関わる団体等と連携し協力し合いながら、問題の解決に向けて取り組んでいくことが課題となっています。



### Ⅲ 基本計画の位置付け

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」との規定に基づく取組であり、人権に関わる分野別の条例や指針に基づく計画と整合を図りながら体系的にまとめた計画として位置付けられます。

### Ⅳ 計画期間

本計画の期間は、2015（平成27）年4月から2026（平成38）年3月までとします。ただし、社会経済状況の変化、計画の取組状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

## V 基本理念

### 1 国際的な視点に立った人権意識の形成

#### (1) あらゆる施策への人権尊重の視点の反映

1948（昭和23）年12月10日、国連総会で「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」世界人権宣言が採択されました。宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と謳っています。

川崎市は、2004（平成16）年に政令指定都市として初めて制定した川崎市自治基本条例で「人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される『活力とうるおいのある市民都市・川崎』の創造を目指す」ことを掲げました。

また、2006（平成18）年に全国の自治体として初めて国連グローバル・コンパクト<sup>10</sup>に署名・参加しました。このコンパクトでは「国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重」し、「自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである」ことなどを提唱しています。2011（平成23）年には、国連グローバル・コンパクトを拡充する「人権とビジネスに関する指導原則」<sup>11</sup>が国連人権理事会で作成されています。

今後、2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピックや2024（平成36）年の川崎市制100周年を見据えて、すべての人が、国籍や民族、文化、性別、障害の有無などのさまざまな違いを互いに認めて共生できる、恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求しながら、あらゆる施策に人権尊重の視点を一層反映させていきます。

#### (2) 平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進

川崎市では、外国人市民は共にまちづくりを担うかけがえのない一員であるとの視点から、「川崎市外国人市民代表者会議」を条例で設置し、外国人市民の声を市政に反映させるとともに、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、市民、事業者、団体等と協働して、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」をめざしてきま

---

<sup>10</sup> 国連グローバル・コンパクト（Global Compact）：人権、労働、環境、腐敗防止の各分野において企業や団体の自発的な取組を呼びかけるプログラムで、国連が2000（平成12）年に発表した。①人権擁護の支持・尊重、②人権侵害に加担しない、③組合結成と自由と団体交渉の権利、④あらゆる形態の強制労働の排除、⑤児童労働の実効的廃止、⑥雇用と職業に関する差別撤廃、⑦環境問題への予防的アプローチの支持、⑧環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブ、⑨環境にやさしい技術の開発と普及促進、⑩あらゆる形態の腐敗防止、の10原則を掲げる。

<sup>11</sup> 人権とビジネスに関する指導原則（Guiding Principles on Business and Human Rights）：国連人権理事会が2011（平成23）年に決議した、人権とビジネスに関してすべての国と企業が尊重すべき基準。①企業を含む第三者による人権侵害から保護するという国家の義務、②人権を尊重するという企業の責任、③実効的な救済手段へのアクセスを容易にする必要性、の3本の柱から成る。

した。また、子どもや高齢者、障害者も安心して共に暮らせる地域社会づくりを進めてきました。

国籍や民族、文化の違いをはじめとして、性別、身体的能力や特徴、年齢、価値観や生き方など、人にはさまざまな違いがあります。世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等」であり、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、政治上のその他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」としています。

「人間が平等である」ことと「個人が多様である」こと、つまり平等と多様性を同時に尊重することといえます。基本的人権を尊重するということは、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め、多様性（ダイバーシティ<sup>12</sup>）を尊重しあい、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きる権利を保障していくことです。

また、これまで国際人権諸条約は、他者の支援がなくとも自己実現ができる成人を社会の標準としてきました。しかし、子どもの権利条約や障害者権利条約は、そうした考え方を大きく転換し、多様な人間によって社会が構成されていることを認め、その多様性をしっかりと尊重できるように社会のあり方を変えていくことを求める条約といえます<sup>13</sup>。

今後も、これまでの取組を土台にしながら、国際的な視点に立って、平等と多様性の尊重を推進していきます。

### （3）人権尊重教育と普及活動の推進

世界人権宣言の理念を浸透させ、人権を尊重することが当たり前であるという状態、いわゆる「人権という普遍的文化」を築くことをめざした「人権教育のための国連10年」などの国際的な流れの中で、国は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育における人権教育や、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者<sup>14</sup>に対する研修等を推進しています。

---

<sup>12</sup> ダイバーシティ（Diversity）：多様性。経済産業省は「多様な人材（性別、年齢、国籍、障がいの有無などだけでなく、キャリアや働き方などの多様性も含む）を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供する」ことを「ダイバーシティ」としている。また、大阪市は「英語の Diversity & Inclusion を略したもので、『多様性の受容』『多様性の包摂』を意味する。人としての多様な外見上の違いや内面的な違いに関わりなく、認め合い、受け入れ、共に生きることと理解される。ダイバーシティを推進することによりめざす社会とは、性別や国籍、年齢、障害の有無など外見的な違いや文化的背景や考え方、価値観など内面的な違いに関わりなく、すべての人がその個性を生かして、自分の持てる力、能力を発揮できるような社会である」としている。

<sup>13</sup> 例えば、障害者権利条約第2条は「合理的配慮」を「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義し、第5条で「締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる」と定めている。

<sup>14</sup> 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者：教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、消防職員、矯正施設・更正保護関係職員、その他の公務員等。

川崎市では人権尊重教育を教育の根幹をなす重要な柱として捉え、川崎市外国人教育基本方針<sup>15</sup>を制定するとともに「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、学校教育とともに市民館を中心とした社会教育の場においても人権教育を着実に推進しています。

また、川崎市では、人権侵害を受けた当事者をはじめとする市民の意見を真摯に受け止めることによって、人権施策を前進させてきた歴史があります。人権意識の形成と普及を実効あるものとするために、人権の歴史や差別的な行為に至った背景及び社会的構造の認識に留まらず、他者の痛みを感じ取る力を養うことができるように、当事者を含めた市民や関係団体等と一体になった普及活動に取り組んできました。

今後も、いかなる差別や偏見も許さず、自ら人権侵害を見抜く眼をもつとともに、違いを認め尊重しあう意識の醸成をめざして指導・育成を図るとともに、学校、地域等のあらゆる機会、あらゆる場を捉えて、市民として必要な力をつける市民教育<sup>16</sup>の観点から人権教育を積極的に推進していきます。

## 2 あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止

### (1) 人権擁護の推進

人権課題には、権利を主張する者どうしの衝突や、自らの行為が気づかぬうちに他者の人権を侵害してしまうようなことも考えられます。権利の擁護を進めていくには、相手の心の痛みや自らの行為の責任を十分に認識できるような取組がなければ、より一層深刻な人権侵害を生み出すこととなります。

川崎市は、国と協力し人権擁護委員による人権相談を各区役所において実施するほか、子ども、男女平等、高齢者、障害者などの各分野において、様々な相談事業を実施しています。2002（平成14）年には人権オンブズパーソンを設置し、子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権侵害について相談・救済を行っています。

子ども、高齢者、障害者などに対する虐待やいじめ、DV<sup>17</sup>、ストーカー行為<sup>18</sup>、職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント<sup>19</sup>、パワー・ハラスメント<sup>20</sup>などについて関係団体・機関と連携して救済・保護を実施していますが、人権侵害を受けた人が本来持つ権利を認

---

<sup>15</sup> 川崎市外国人教育基本方針：1986（昭和61）年に「川崎市在日外国人教育基本方針」として制定し、1998（平成10）年に「川崎市外国人教育基本方針」に改定。

<sup>16</sup> 市民教育（citizenship education）：市民が地域の活動等に積極的に参加し、相互に協力し、よりよい地域社会を築いていくために必要な力をつける教育。

<sup>17</sup> DV：ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の頭文字。夫や恋人、パートナーなどから受ける暴力。

<sup>18</sup> ストーカー行為：同一の人に対し「つきまとい等」を繰り返して行うこと。

<sup>19</sup> セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment）：性的いやがらせ。厚生労働省の指針では、職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し減給、降格などの不利益を負わせる「対価型」と、性的な関係は要求しないものの、職場内での性的な言動により働く人たちを不快にさせ、職場環境を損なう「環境型」の二つのタイプに分けている。

<sup>20</sup> パワー・ハラスメント（Power Harassment）：職務権限を背景にした職場等でのいやがらせ。

識し、その事実や問題の解決に立ち向かう力をもてるようにエンパワメント<sup>21</sup>の視点から支援することも必要です。

また、経済のグローバル化、雇用の不安定化、地域や家族のつながりの弱体化等の経済社会の構造変化の中で、貧困や社会的な孤立、自殺などの様々なリスクが高まっています。ある社会的リスクに晒され続けると、そのリスクが別のリスクに連鎖し、それがまた新たな生活困難を引き起こし、いわゆる「社会的排除」<sup>22</sup>の危険性が高まります。人権侵害を受けた人が問題を解決し自立して社会生活を営むことができるように環境を整備するなど、いわゆる「社会的包摂」<sup>23</sup>の視点から自立支援を強化していくことが求められています。

今後も、相談・救済体制を整えながら、関係団体・機関との連携協働により、人権擁護を推進していきます。

## (2) 人権施策の推進体制の充実

人権施策を総合的に推進するためには各部局間の調整が必要であり、全庁的推進組織として、副市長を会長に全局・区(室)長で組織する「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」を設置しています。今後さらにその機能を充実させ、各部局間の連携・調整を迅速、円滑に行い、人権施策をより一層効果的に推進します。

1999(平成11)年に設置された「かわさき人権啓発推進協議会」は、学識経験者、関係団体や市民の代表者等により、人権施策の推進を図るために必要な事項について検討・協議を行ってきましたが、協議会が基本計画の推進にあたって意見及び助言を行うことを明確にするため、2012(平成24)年に要綱を改正し、名称を「かわさき人権施策推進協議会」に変更するとともに、設置目的及び所轄事項を改めました。

今後も、人権施策を総合的に推進するため意見及び助言を行うとともに、基本計画について評価を加えながら検証を進めていきます。

## 3 連携協働による人権施策の推進

### (1) 市民団体等との連携協働の推進

川崎市は、「川崎市自治基本条例」第6条で「市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができる」と定めるとともに、第5条に自治運営の基本原則として「情報共有の原則」「参加の原則」「協働の原則」を掲げ、人権施策もこの原則を踏まえて推進されています。

情報共有の観点では、市は人権施策の進捗状況調査を毎年全庁的に実施し、その結果を取りまとめて、庁内会議やかわさき人権施策推進協議会等で報告しています。

---

<sup>21</sup> エンパワメント (empowerment) : 自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるように、力を高めていくこと。

<sup>22</sup> 社会的排除 : ソーシャル・エクスクルージョン (Social Exclusion)。様々なリスクが連鎖し、複合的に重なった結果として、雇用、家族、コミュニティなどの社会のあらゆる関係性から切り離され、社会とのつながりが極めて希薄になってしまうこと。

<sup>23</sup> 社会的包摂 : ソーシャル・インクルージョン (Social Inclusion)。社会参加を促し保障していくこと。

参加の観点では、各区の市民館で実施している平和・人権学習や男女平等推進学習等の企画委員として公募市民が参加することや、かわさき人権施策推進協議会をはじめとする人権に関わるさまざまな審議会等で市民委員として公募委員が参加することを促進しています。また、1996（平成8）年に条例により設置した「川崎市外国人市民代表者会議」において、外国人市民の代表者が自らに関わる課題について調査審議し、その結果は市長に報告され、市政に反映されています。同様に子どもの施策においても、2001（平成13）年に条例により設置した「川崎市子ども会議」において、子どもが市政等について意見を表明する機会をつくるなど、子どもを含めた市民参加の場を広げています。

協働の観点では、1988（昭和63）年に、様々な差別や偏見などを受けてきた市民からの声を受けとめ、外国人と日本人との交流施設として「川崎市ふれあい館」を設置しました。また、学校における「子どもへの暴力防止プログラム」<sup>24</sup>の実施や、DV等の被害者支援にかかわるシェルターの運営者との連携・協働などの取組も広がりを見せています。

今後も、人権施策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階への市民参加を一層進めるとともに、市民、NPO<sup>25</sup>・NGO<sup>26</sup>等と協働して人権施策を推進していきます。

## （2）事業者等との連携協働の推進

川崎市は、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めていますが、より効果的かつ実行性のある取組にするためには、人権教育及び人権普及活動を間断なく実施していくことが重要です。また、人権尊重をより広がりをもった取組に発展させていくためには、「企業の社会的責任」<sup>27</sup>の視点から事業者等との連携協働を推進することが求められています。

これまでも川崎市は、事業者や関係団体と連携協働して、雇用や就労などにおける差別の解消、男女共同参画社会への取組、障害者雇用の推進等に向けて協議を行い、実績を積み上げてきました。

また、川崎市は全国の自治体として初めて「国連グローバル・コンパクト」に署名・参加するとともに、独自に「かわさきコンパクト」を定めて、参加を呼びかけてきました。これは市内で事業や活動を行う企業や市民が世界的に共有されている価値に基づいた取組を実践することで、地域課題の解決や市民の福祉向上、国際貢献につなげていくことを目指しています。

今後も、「かわさきコンパクト」への参加を呼びかけるとともに、事業者や関係団体との連携を強化し、主体的に人権尊重の取組を行うことができるよう支援の充実に努めていきます。

---

<sup>24</sup> 子どもへの暴力防止プログラム：Child Assault Prevention (CAP)。1978年に米国オハイオ州コロンバスのレイプ救援センターで初めて開発・実施された子どもへの暴力防止・人権教育プログラム。エンパワメント、人権意識、コミュニティの3つの理念を柱とする。

<sup>25</sup> NPO：Non Profit Organizationの頭文字。非営利組織。

<sup>26</sup> NGO：Non Governmental Organizationの頭文字。非政府組織。

<sup>27</sup> 企業の社会的責任：corporate social responsibility (CSR)。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

## VI 基本目標

### 1 市民一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らすことができる まちづくり

市民一人ひとりが個人として尊重されることが、生き生きと暮らすことができるまちづくりの大前提であることから、人権の尊重をあらゆる施策の基本とします。

すべての市民が様々な違いを越えて、対等な人間関係を築ける人権感覚豊かな地域社会づくりが重要であり、そのためには、市の企画する事業や地域での催しなどの様々な機会を通じ、人権意識の普及を行うことが必要と考えます。

人権の大切さを市民の共通の意識として形成し、市民一人ひとりの個性や人格を互いに尊重し、共に支えあう社会をめざします。

### 2 差別や偏見のない、優しさにあふれたまちづくり

少子・高齢化の進行、国際化の進展、情報の高度化等に伴い、インターネットによる差別的な書込みや、個人情報本人の知らないうちに社会に流出するなど新たな人権侵害や差別、偏見が発生しています。

人権の問題を一人ひとりの心の中で抱え込むのではなく、社会の問題として捉え、「差別をしない・させない」という姿勢で、傍観者から当事者への感覚を持たなければなりません。

人権を侵害する側と侵害される側といった、固定化された観念で考えるのではなく、人権侵害の芽は誰の心の中にもあることを自覚し、いかなる差別や偏見も許さない、相手の痛みを感じることで「優しさにあふれたまちづくり」をめざします。

### 3 互いの歴史や文化を理解し、共に生きるまちづくり

1914（大正3）年、現在の川崎区富士見に富士瓦斯紡績株式会社川崎工場が造られ、多くの沖縄出身者が移り住み、1954（昭和29）年には沖縄民俗芸能が神奈川県から無形文化財（後に無形民俗文化財）に指定されています。1949（昭和24）年に川崎競馬場が開設され、競走馬の育成に携わるアイヌ民族が川崎に移り住みました。

また、2013（平成25）年12月末現在、川崎市には約2万9千人、市人口の2%を超える外国人市民が暮らしています。戦前からの歴史的経緯により特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮人が全体の約1/4を占める一方、1980年代後半以降の地球規模での社会経済構造の変化によって、123以上の国・地域から来日した人が、市内全域に居住するようになってきました。国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍であっても外国文化を背景にもつ人々も増えています。



多様な文化的背景を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、偏見や差別意識がなくなっていないという現実もあります。今後も、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」をめざします。

#### 4 市民、事業者、市が共に取り組む人権尊重のまちづくり

子どもや女性、高齢者などへの虐待事件が相次いで起きています。被害者の発見や保護については、学校や相談機関、人権擁護委員、民生委員、児童委員、人権の擁護を行う NPO・NGO 等の協力により進めています。地域的かつ広域的な連携や協力の充実がさらに必要です。

また、市内の事業所における就労差別、職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の問題も、市の人権擁護推進のための重要な課題といえます。

市民の人権に関する問題は、国や自治体はもとより地域、学校、企業、団体、NPO・NGO 等との連携を通じて解決していくことが必要であり、自治体と市民が相互に支援し合うことが重要です。市民、事業者等とともに連携し、なお一層「人権尊重のまちづくり」に取り組めます。

さらに、「心のバリアフリー」<sup>28</sup>の普及を進め、マイノリティ<sup>29</sup>といわれる人々との共生を促すダイバーシティのまちづくりを進めていきます。

---

<sup>28</sup> 「心のバリアフリー」：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める、いわゆる「心のバリアフリー」を深めていくことを国の責務として定めるとともに、高齢者や障害者等が円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力だけではなく、高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めることが、国民の責務として定められている。

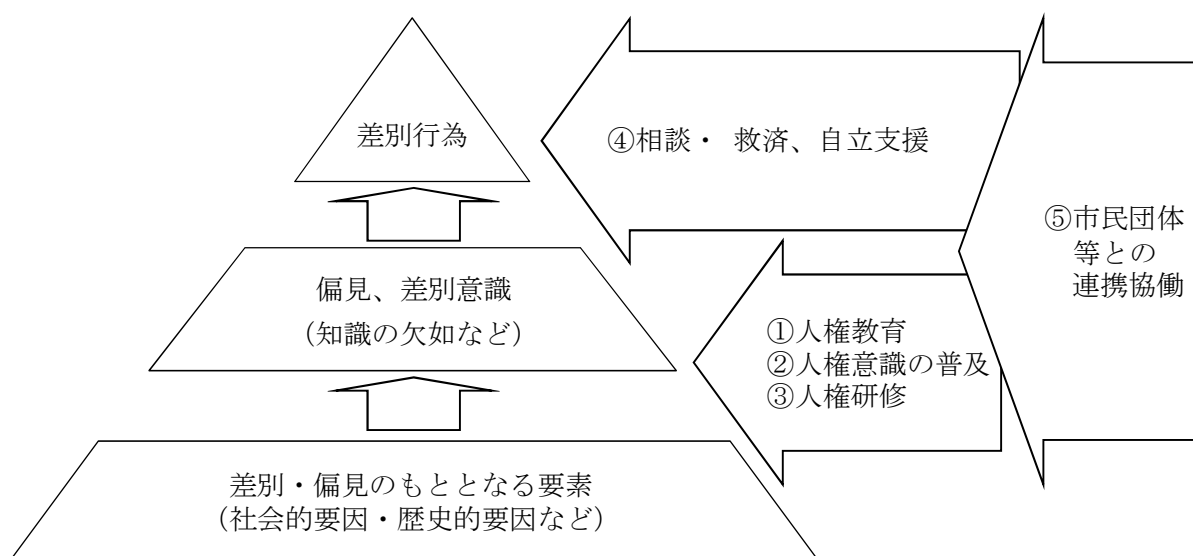
<sup>29</sup> マイノリティ (minority)：社会の中で何らかの基準、事実を理由として、差別され権利を奪われている人々。先住民や移住者など異文化とされる人々、女性、性的指向の違う同性愛者、障害者、高齢者など、社会的諸権利を奪われたり、不利を負わされている人々をさして呼ぶことが多い。

## 第2部 5つの柱と施策の方向

### I 5つの柱

分野別の人権施策は、それぞれの人権課題に応じて、個別法、個別条例等を踏まえて実施されています。これらの課題に対する共通の取組として、①人権教育を推進すること、②人権意識を普及すること、③人権研修を推進すること、④相談・救済、自立支援のための施策を充実すること、⑤それらを推進する上で市民、事業者、市が連携協働する体制を整備すること、を5つの柱として、人権施策を総合的に推進してまいります。

#### 【人権かわさきイニシアチブの推進スキーム】



#### 1 人権教育の推進

保育園・幼稚園・学校において、子どもの権利に基づき、子どもたちの自尊感情を育み、違いを認め合い、尊重し合う意識や態度の育成をめざして、発達段階に応じた人権教育を実施します。

また、社会教育として、人権を尊重し共に生きる社会をつくるため人権教育を推進するとともに、市民による学習・研修等を支援します。

## 2 人権意識の普及

市民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない社会を実現するため、人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援します。

## 3 人権研修の充実・推進

全ての職員が、職員として求められる人権意識とは何かを学び、各業務と人権との関わりから、人権が身近な問題であることを再認識し、自身のこれまでの市民や事業者に対する接し方を振り返るとともに、職場における個々の人権が確保されているか確認できるよう、人権研修を充実します。

また、業務の性格上、人権意識が特に求められる業務に従事する職員に対しては、より専門的な人権研修の推進に務めます。

## 4 相談・救済、自立支援の充実

相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、体制を充実します。また、基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、自立支援の充実に努めます。

## 5 連携協働による取組の推進

人権施策を推進するには、市民や事業者の参画が必要であり、また、関係者が市内外で転居を繰り返す場合や、加害者が市外関係者である場合、本社機能が市外にある場合など、市民の人権問題は市域に限られたものではないため、NPO・NGO等の関係団体や国・県及び近隣自治体との広域的な連携が不可欠です。人権教育、人権意識の普及、人権研修、相談・救済、自立支援の取組を、関係機関をはじめ市民や事業者と連携協働しながら推進します。

## II 施策の方向

### 1 人権教育の推進

#### 1-1 保育園・幼稚園・学校における人権教育の推進

子どもは、一人ひとりがかげがえのない価値と尊厳を持っています。平等を前提として個性や他者との違いを認め合い、生きる力を育むことができるように人権教育を推進します。

##### (1) 人権尊重教育の推進

子どもが自尊感情を育み、平等を前提として互いの違いを認め合える人権尊重教育を推進します。

具体的な取組	所管局
1 子どもを対象に男女平等教育参考資料を作成・配布し、教育委員会と連携して男女平等教育を推進する。	市民・こども局
2 性的マイノリティや多文化を背景とした幼児等との相互理解など、幼児教育における人権教育を推進する。	こども本部
3 子どもが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育てるため、「子どもの権利学習資料」等を作成・配布し、子どもの発達段階に即した人権尊重教育を推進するとともに、多様な分野にわたる人権学習資料について、多方面における問題意識を伝え活用できるよう努める。	教育委員会
4 一人ひとりが出会いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進するため、「川崎市人権尊重教育推進会議」を開催し、各校種に「川崎市子どもの権利に関する条例」の理解が深まるよう普及を進める。	
5 様々な教育活動の中で、子どもが自分らしく生き、社会に参加しながら成長できるよう、「子どもの権利学習派遣事業」をはじめ子どもの権利学習を推進する。	
6 子どもたちのよりよい人間関係をめざし、自尊感情を育て他者理解・相互理解を深める参加型体験学習「かわさき共生＊共育プログラム」の実践を推進する。	
7 「学校教育推進会議」などにおいて、子どもが意見表明しやすい環境をつくり、出された意見などに適切に対応できるよう努める。	
8 「川崎市子ども会議」などにおいて子どもが意見表明しやすい環境をつくり、出された意見などに適切に対応できるよう努める。	

9	福祉体験や職場体験など、学校での高齢者や障害者等との交流を促進するとともに、人権尊重教育を推進する。	
10	障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム <sup>1</sup> の構築を進める。	
11	学習障害（LD） <sup>2</sup> 、注意欠陥・多動性障害（ADHD） <sup>3</sup> 、高機能自閉症等を含めて障害のある一人ひとりの子どもの教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を推進する。	

## （２）多文化共生教育の推進

「川崎市外国人教育基本方針」を踏まえ、外国人市民や異なる文化的背景をもつ子どもがアイデンティティを確立し、自分の文化を誇りに思うことができるように、また、すべての子どもが様々な文化を尊重し、理解を深めるための教育を推進します。

また、海外帰国児童生徒等への相談体制を充実させるとともに、学校生活への適応や個性の伸長等を支援します。

具体的な取組	所管局
1 外国につながる母子が日本人母子と同様にサービスが受けられ、安心して育児ができるように、親子育児教室、多言語版母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣を実施し、外国人への育児支援サービスの充実を図る。また、孤立しがちな外国人の親子のニーズを積極的に掘り起こすとともに、外国人を含めた自主的な子育てグループの支援に努める。	こども本部
2 学校教育・社会教育等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざし、「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るため、「外国人教育推進連絡協議会」を開催し、取組を推進する。	教育委員会
3 外国人市民や異なる文化的背景の中で育った子どもたちが、自分の文化に対する自尊感情を育むと同時に、すべての子どもたちが様々な文化を理解し、尊重することで、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育むため、「民族文化講師ふれあい事業」などに取り組む。	
4 海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために	

<sup>1</sup> インクルーシブ教育システム：国連障害者権利条約第 24 条に定められた **inclusive education system**。人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会へ効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障害のある者となない者とが共に学ぶ仕組み。

<sup>2</sup> LD：Learning Disability の略。日本では一般に「学習障害」と訳す。基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

<sup>3</sup> ADHD：Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略。日本では一般に「注意欠陥・多動性障害」と訳す。不注意及び多動性・衝動性を主要な症状とする行動の障害で、社会生活や学校生活を営む上で支障が認められるもの。

<p>総合教育センターの教育相談で実態を把握し、日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障については関係機関等と連携しながら支援を実施する。</p> <p>5 多言語による就学案内・健康診断案内及び就学ハンドブックの作成に取り組む。</p> <p>6 区役所等と連携した就学相談や、子どもや保護者のニーズに応じた日本語を母語としない外国人生徒への公立高校進学説明会を開催するなど、情報提供の充実を図る。</p>	
---	--

### (3) 相談・救済に関わる校内体制の整備

いじめ、虐待、スクール・セクシュアル・ハラスメント、不登校等について迅速・的確に相談・救済することができるように教職員への研修を充実し、体制の整備を図ります。

具体的な取組	所管局
<p>1 様々な子どもの悩みに対応するため、学校、家庭、地域が連携して、早期発見・早期対応の体制を図る。</p> <p>2 いじめや不登校への対応の充実を図るため、スクールカウンセラー等の有効な活用、相談カード「ひとりで悩まないで」の配布など、子どもたち自身が利用できる相談・支援体制を充実する。</p> <p>3 不登校児童生徒等に対する指導を行うため、子どもたちへの多様な教育機会の提供や相談機能の充実を図る適応指導教室の充実、児童相談所やNPO 法人などの関係機関等と児童生徒の在籍校との連携を強化する。</p> <p>4 学校と家庭の間での情報共有を促進するとともに、子育てや教育に関する保護者からの相談の機会を充実させる。</p> <p>5 性同一性障害に関する相談への対応の充実を図るため、スクールカウンセラーとの情報共有を促進するとともに、必要に応じて子ども家庭センター等と連携し相談・支援体制を充実する。</p>	教育委員会

## 1-2 生涯学習における人権教育の推進

市民一人ひとりが、人権について正しい知識を得、理解を深めていくことが求められていることから、子どもから大人まで継続的に人権教育を推進します。また、市民の主体的な人権学習を支援します。

### (4) 人権尊重教育の推進

誰もがいきいきと生活することができる社会を形成するため、関係団体・関係機関と連携しながら人権学習等の人権尊重教育を推進します。

具体的な取組	所管局
1 教育文化会館・市民館で実施している平和・人権学習、男女平等推進学	教育委員会

習、市民エンパワーメント研修等の社会教育事業において、関係団体・関係機関と連携し学習を推進する。また、学校教育と社会教育が協力して、地域で孤立している人々をはじめとする市民の学習権を保障するよう努める。	
---	--

(5) 意見表明・参加がしにくい人への支援

子どもをはじめとしたすべての人は、社会を構成する一員として、意見を表明し、参加する権利があります。すべての人が、意見を表明し参加することができるように条件の整備を推進します。

具体的な取組	所管局
1 障害者や外国人市民等の社会参加を促進するため、生活に関わる情報を点訳・音訳・多言語翻訳して提供するとともに、行政サービス窓口等に同行する公的な手話通訳者や要約筆記者、多言語通訳者を養成・派遣し、情報保障の充実を図る。	市民・こども局 健康福祉局
2 子どもの意見表明・参加について、「夢パーク事業」「青少年の家事業」等の機会に実践し、充実を図る。 3 育児不安や孤立化、児童虐待など子育てをめぐる多くの深刻な課題を解消するため、子育ての権利の視点に立った健診・訪問・相談などの充実を図る。	こども本部
4 障害者の人権擁護とノーマライゼーションの実現のため、当事者団体やその家族団体に対する組織の支援を図るとともに、講演会、シンポジウム等の企画を通じ意見表明の機会づくりに努める。	健康福祉局
5 子どもの意見表明・参加について、「川崎市子ども会議」「行政区・中学校区子ども会議」等の機会に実践し、充実を図る。 6 障害のある人や外国人市民等の意見表明と社会参加を促進するため、教育文化会館・市民館等で障がい者社会参加学習活動や識字学習活動などの社会教育事業を実施し、充実を図る。	教育委員会

(6) 市民の主体的な人権学習への支援

市民が主体的に人権学習を行うことができるように、情報や場の提供等を支援します。

具体的な取組	所管局
1 市民及び市民団体の活動支援のため、男女共同参画センターのフリースペース等の空間の有効活用を図る。	市民・こども局
2 平和・人権学習、男女平等推進学習、市民自主学級・市民自主企画事業等の充実を図り、より効率的に推進するため、情報や場の提供について支援を強化する。	教育委員会

## 2 人権意識の普及

### 2-1 普及活動の推進

人権の重要性や人権の考え方、人権侵害の歴史と構造、その救済や問題の解決等について、市民や事業者等を対象に幅広く普及活動を推進します。

#### (7) 市民への人権意識の普及

様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、市民一人ひとりが、互いの人権を尊重できるように効果的な広報や普及活動を充実します。また、市民の参加や人権に関する教材の有効利用等の効果的な手法について検討します。

具体的な取組	所管局
1 (公財)川崎市国際交流協会が、川崎市国際交流センター、川崎区役所及び麻生区役所において行っている外国人相談事業について、市のホームページ、かわさき生活ガイド、市政だより等を活用した広報・普及の充実を図る。	総務局
2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、心のバリアフリーの普及に向けた取組を推進する。	総合企画局 健康福祉局
3 「かわさき人権フェア」「かわさき人権フォーラム」などのイベントの開催や資料等の作成・配布により、人権意識の普及を進める。 4 「子どもの権利条例ホームページ」を活用し、子どもの権利の広報・普及の拡充を図る。	市民・子ども局
5 消費者の権利を尊重し、自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供その他の広報・普及を推進する。	経済労働局
6 障害者週間(12月3日～9日)に「川崎市民のつどい」を開催するなど、「障害者の完全参加と平等」の理念の広報・普及の充実を図る。 7 市民を対象とした精神保健福祉に関する講演会の実施やメンタルヘルスに関する冊子・パンフレット等を作成し、広報・普及の充実を図る。 8 高齢者虐待の防止に向けたリーフレットを作成し、広報・普及の充実を図る。 9 ホームレスへの偏見を高めることがないよう、広報・普及を進める。	健康福祉局



(8) 事業者、団体等への人権意識の普及

事業者、団体等が、社会的責任として人権を尊重し、様々な人権課題に取り組めるように情報や資料の提供等を行います。

具体的な取組	所管局
1 市民、事業者、市が互いに連携協働して男女平等推進のための情報交換をする場として設置した「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実を図り、男女平等の普及活動を進める。また、市民、事業者、団体向けの男女平等やセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた普及活動に努める。	市民・こども局
2 企業の人事担当者等を対象に、人権に関する課題や情報の提供を目的として開催する「企業研修会」の充実を図り、参加を促進する。	
3 勤労者及び事業主向け情報誌「かわさき労働情報」に人権に関する情報を掲載し普及活動に努める。また、公正な採用や均等な待遇及び高齢者や障害のある人の雇用を促進するためのパンフレットを作成し、配布する。	経済労働局

2-2 事業者、団体等の普及活動への支援

事業者、団体等が主体的に人権学習・研修に取り組むように働きかけを行うとともに、事業者、団体等による人権意識の普及活動を支援します。

(9) 事業者、団体等による人権学習・研修への支援

事業者、団体等が主体的に人権学習・研修を効果的に行うことができるように人材の派遣や情報の提供、機材の貸出等を実施します。

具体的な取組	所管局
1 事業者、団体等の自主的な人権学習や研修会を支援するため、職員の派遣、DVD・ビデオ・書籍等の貸出を推進する。	市民・こども局
2 職員の派遣、DVD・ビデオ・書籍等の貸出等の支援するための広報活動の充実を図る。	

### 3 人権研修の充実・推進

#### 3-1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成

人権尊重のまちづくりを担う職員を育成するため、計画的に効果的な人権研修を実施します。

##### (10) 教職員の豊かな人権感覚の育成

子どもの権利が保障されるように、教職員に豊かな人権感覚や専門技術等を身につける研修等を充実します。

具体的な取組	所管局
1 人権尊重教育研究推進校・実践校等の人権研究・人権研修への協力を行い、その成果を各学校で生かしていく。 2 教職員向けの研修において、人権尊重教育に関わる研修の充実を図る。 3 体罰やセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害を防止するため、教職員の年次研修や管理職研修を実施し、人権関係資料・冊子等を配布するとともに、地域及び専門家等との連携や相談機能の充実を図る。 4 いじめ・不登校等への対応及び子どもの権利保障を推進するため、学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上に向け教職員への各種研修の充実を図る。 5 人権尊重教育及び子どもの権利学習の推進のため、各学校の人権尊重教育推進担当者研修会の開催や資料の収集・教材の開発などに取り組む。	教育委員会

##### (11) 体系的な研修プログラムによる職員の育成

職員が鋭い人権意識を持ち、市民対応やまちづくりを行うことができるように体系的な人権研修プログラムを作成し、研修を実施します。

具体的な取組	所管局
1 市職員の人権意識の醸成と、互いの違いを認め人権を尊重し合う「共生のまちづくり」の実現を図るため、職員研修における各階層別研修の中で人権に関する研修を実施し、また、すべての職員を対象とした「人権研修」を実施する。	総務局
2 人権問題の現状を専門的な知見や国際的な人権基準から検証し認識を深めることにより鋭い人権意識を持つ職員を育成するため、関係団体が主催する人権研修に市職員等の参加を進める。	市民・こども局
3 市職員の人権意識の醸成と、互いの違いを認め人権を尊重し合う「共生のまちづくり」の実現を図るため、「人権学校」等市民向けの普及事業等に市職員の参加を進める。	市民・こども局
4 各局(室)区で独自に人権研修を実施する体制を整えるよう努める。	全局

### 3-2 より専門的な人権研修の推進

保健・福祉、教育関係等に従事する職員等に対しては、専門性や人権意識をより高めるための研修を継続的に実施します。

#### (12) 専門分野の従事者への研修の推進

保健・福祉、青少年育成、教育等に従事する職員に対しては、専門知識や技術の習得のための研修を推進します。さらに人権研修や「協働」に関する研修を継続的に実施し、専門性を発揮しながら市民と連携協働して、職務に従事することができる職員を育成します。

具体的な取組	所管局
1 各局（区）室が各々の人材育成計画に基づき行う人材育成や職場集合研修等に対して講師紹介や教材・資料の提供、研修実施経費の助成等、必要な支援を行う。	総務局 市民・子ども局
2 保育園・幼稚園職員向け研修等で人権意識の普及に努める。 3 こども文化センター及びわくわくプラザスタッフの資質向上を図るため、指定管理者が指導員資格の取得研修等を行い、青少年の健全育成に関し、専門性を高めるよう指導に努める。 4 DV相談はプライバシーを含めた慎重な対応が求められるため、被害者支援に携わる職員に対する研修の充実に努める。 5 児童相談所が市民のニーズに応え、適切な対応を行うためには、職員の専門性向上が必要であることから、所内外の研修に積極的に参加するとともに、講師として専門知識や技術の習得に努める。	こども本部
6 障害者福祉に従事する医療、保健、福祉関係職員を対象とした講演会、研修等を通じ専門知識や技術の向上を図るとともに、職員の育成を図る。 7 高齢者・障害者への支援サービスを提供する事業者に対し、人権を尊重して事業を行うように研修等で人権意識の普及を進める。	健康福祉局
8 学校教職員研修、指導主事の要請訪問、社会教育職員研修等の場において「人権研修」「協働」に関する研修を実施する。	教育委員会

## 4 相談・救済、自立支援の充実

### 4-1 相談・救済、自立支援の充実

相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、体制を充実します。また、基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、自立支援の充実に努めます。

#### (13) 相談・救済体制の強化

市民に各種相談窓口、救済機関、公的支援制度、NPO 等が行っている支援等の様々な情報を効果的に周知するとともに、気軽に安心して相談できる体制を充実させます。また、関係団体・関係機関と連携しながら、迅速・的確に支援できるように相談・救済体制の強化を図ります。

具体的な取組	所管局
1 (公財) 川崎市国際交流協会が川崎市国際交流センターで実施している6か国語による相談業務や川崎区役所及び麻生区役所で実施している3か国語による相談事務を周知し、充実を図る。	総務局
2 犯罪被害者等支援窓口を充実させるとともに、関係団体・関係機関と連携を図りながら支援体制の充実を図る。 3 相談窓口一覧等を盛り込んだパンフレットの整備・充実を図り、区役所等市民が利用する窓口に配布する。 4 性同一性障害に関する相談窓口を充実させるとともに、各局と連携を図りながら支援体制の強化を図る。 5 外国人市民が生活する上で必要な窓口や問合せ先をまとめた多言語での情報提供の充実を図る。 6 女性総合相談事業(川崎市男女共同参画センター)について、パンフレット、ポスター、市のホームページ等により広報を実施するとともに、相談内容に応じて関係機関と連携するなど支援の充実を図る。	市民・こども局
7 人権擁護委員による人権相談を周知し、充実を図る。	市民・こども局 区役所
8 DV被害者の相談支援体制強化のため、「川崎市DV被害者支援対策推進会議DV被害者相談支援部会」を開催する。 9 情報の漏洩によりDVやストーカーの被害者へ危険を招いたり、被害者をさらに傷つけることがないように努める。 10 児童虐待防止対策として、児童家庭相談業務を通じた広報・啓発活動や学校等への出張研修等の実施により、児童相談所をはじめとする専門機関等への相談・通告について周知を図るとともに、虐待の	こども本部

未然防止や早期発見・早期対応が図れるよう努める。	
11 「こども家庭センター」の専門的総合支援機能を強化し、電話相談機能の充実を図るとともに、家族再統合に向けた親子支援・家族支援を強化するよう努める。	
12 人権侵害を受けた女性への、区役所保健福祉センターでの支援の充実を図る。	こども本部 区役所
13 勤労者及び事業者向け情報誌「かわさき労働情報」に人権に関する情報を掲載し、相談窓口や救済機関の周知を図る。	経済労働局
14 市内2か所（経済労働局労働雇用部、中原区）に設置している人権に関わる労働相談受付窓口の充実を図る。	
15 ニート、フリーター等、若年者の就業に関する相談窓口の充実を図り、カウンセリング等の手法により就業を支援する。	
16 生活困窮者が抱える困難を一つずつ整理する伴走型で実効性ある総合相談窓口の充実を図る。	健康福祉局
17 障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害者差別解消の推進に向けた取組を進める。	
18 障害のある人を対象とした障害者の人権や生活等の相談や、必要に応じて、専門相談員（弁護士等）が助言、指導を行うなど事業の周知を図る。	
19 こころの電話相談について、市のホームページ、パンフレット等による広報に努めるとともに、関係機関への周知を図る。	
20 「社会的ひきこもり」についての相談窓口の充実を図る。	
21 入院中の精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から、川崎市精神医療審査会を運営する。	
22 区保健福祉センターを、虐待を受けた人が届け出る窓口と、虐待を受けている人を見つけた場合に通報する窓口とし、高齢者等への虐待に向けた対応を図る。	健康福祉局 区役所
23 「地域包括支援センター」や「社会福祉協議会」等と連携し、高齢者の権利擁護についての施策の充実を図る。	
24 関係団体・関係機関と連携しながら、連帯保証人が見つからない人に対する入居・居住継続支援体制（川崎市居住支援制度）の周知を図る。	まちづくり局
25 川崎市人権尊重教育推進会議で子どもを対象とする相談窓口や救済機関を周知するカードを作成・配布する。	教育委員会
26 人権オンブズパーソン制度の周知を図るため、子ども相談カードや男女平等相談カードの配布、市のホームページの充実等に努める。また、小・中学校での人権オンブズパーソン子ども教室等の広報の	市民オンブズマン事務局

拡充を図る。	
--------	--

(14) 自立支援の充実

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権を保障し、日常生活上の自立をはじめ社会的自立や経済的自立など、自立に向けた支援の充実を図ります。

具体的な取組	所管局
1 ひきこもり、不登校等の児童に対して、地域の関係機関と連携を図りながら、総合的な支援を行う。	こども本部
2 DVに関わる問題等、迅速な対応が必要とされる相談内容については、各区保健福祉センターと、関係団体・関係機関とが連携を図り救済・支援する。	こども本部 区役所
3 判断能力が低下した認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の人権擁護のため、成年後見制度の取組を推進する。 4 ホームレス等の起居する場所を巡回し面接を行い、日常生活に関する相談等を行うとともに関係機関との連携を図り必要な支援を行う。 5 自立意欲を喚起するため、多様な手法を構築し、生活保護受給者の就労支援を進める。	健康福祉局
6 生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援や居場所の提供を行う。	健康福祉局 区役所

#### 4-2 相談・救済、自立支援を行う団体等との連携強化

当事者が、問題の本質を理解し、主体的に問題を解決し、自立して社会参加等を実現するためには、様々な支援を必要とします。また、自ら人権を守ることが困難な状況にある市民には、個別の必要に応じた支援が求められます。関係団体・関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済・支援策を充実します。

##### (15) 関係団体・関係機関との連携

相談・救済、自立支援に関する団体、機関が情報交換等を円滑に行い、当事者に必要な回復・自立に向けての支援を行うために、各自治体間の協力を踏まえながら連携の強化を図ります。

具体的な取組	所管局
1 横浜地方法務局川崎支局や「川崎人権擁護委員協議会」等との情報交換を行い、連携強化を図る。	市民・こども局
2 DV 被害者支援体制の強化のために、「川崎市 DV 被害者支援対策推進会議」を開催する。 3 女性相談業務について市内民間団体・県内民間団体との定期的な情報交換等を行い、連携強化を図る。 4 要保護児童の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携を図るために設置した「川崎市要保護児童対策地域協議会」を活用することによって、児童家庭支援施策の充実を図る。	こども本部
5 全国の精神保健福祉センター及び地域ブロックによる研究協議会に参加し、精神障害者の権利擁護に関する情報交換を行うことで、当事者に必要な支援を提供できるよう連携強化を図る。	健康福祉局
6 人権オンブズパーソン制度の活用の推進を図るため、地域での相談の担い手である人権擁護委員や民生委員・児童委員等の関係団体・関係機関との連携強化に努める。	市民オンブズマン事務局

## 5 連携協働による取組の推進

### 5-1 市民、事業者の参加の促進

市民、事業者が「人権を尊重し共に生きる社会」づくりに参加できる機会を拡大するとともに、人権擁護に取り組みやすい環境の整備を行い、市民、事業者、市によるまちづくりを推進します。

#### (16) 市民の参加の促進

人権施策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階への市民参加が促進されるように条件の整備に努めます。

具体的な取組	所管局
1 人権施策の総合的な推進を図るため、「かわさき人権施策推進協議会」への市民委員の参加を促進する。 2 人権施策の総合的な推進を図るための基礎資料とするため、「人権に関する市民意識調査」を5年ごとに実施するとともに、調査結果の周知を図る。 3 各審議会等への外国人市民の登用を促進する。 4 「川崎市子どもの権利委員会」の検証過程や「かわさき子どもの権利の日事業」において市民の参加を促進する。 5 「川崎市男女平等推進審議会」や「川崎市男女共同参画センター運営委員会」等の市民委員の参加を促進する。	市民・こども局
6 教育文化会館・市民館で実施している平和・人権学習、男女平等推進学習において、企画委員を公募して企画委員会を設け市民と行政が協働で事業を企画立案、実施、評価できる体制の充実を図り、市民の参加を促進する。	教育委員会

#### (17) 事業者の参加の促進

人権が尊重され共に生きる社会をつくるには、事業者の協力が必要です。事業者に社会的責任として人権尊重の理解を求めるとともに、その取組について働きかけを行い支援します。

具体的な取組	所管局
1 企業研修により、企業の人事担当者等の人権尊重の意識の普及を図る。 2 男女平等参画社会の推進に向けた取組として設置した「かわさき男女共同参画ネットワーク」による、人権・男女平等に関する研修会、講演会等を行い広報・普及を進める。	市民・こども局
3 国連グローバル・コンパクト及びかわさきコンパクトを周知すると	市民・こども局



ともに、これらに基づく人権尊重の取組を進める。	環境局
-------------------------	-----

#### 5-2 関係団体・関係機関との連携協働の推進

関係団体・関係機関とネットワークを強化し、互いの役割等について相互に理解を深めながら「人権を尊重し共に生きる社会」の形成に努めます。

##### (18) 市民活動への人権の視点の醸成

市民活動のグループが、人権の視点を持ち、人権に配慮した活動を行うことができるように、学習機会の提供等の支援を行い、連携協働の推進に努めます。

具体的な取組	所管局
1 市民活動グループ等への活動を支援するため、川崎市男女共同参画センターにおける男女平等に関する事業（講座、講師派遣、センターの貸館等）を推進する。	市民・こども局
2 障害のある人に対する人権への理解を広めるため、精神保健ボランティア講座等を開催し、市民活動の支援を促進する。	健康福祉局
3 市民活動グループ等が、活動に人権の視点を取り入れることができるよう市民エンパワーメント研修等の学習機会を提供し支援する。	教育委員会

##### (19) 関係団体・関係機関とのネットワークの強化

分野別に関係団体・関係機関とネットワークを強化し、連携協働して人権教育、人権意識の普及、救済、自立支援を効果的に推進します。また、人権擁護活動は広域的に連携して行うことが必要であることから、市外の関係団体・関係機関との連携協働の強化を図ります。

具体的な取組	所管局
1 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会（横浜地方法務局川崎支局、川崎人権擁護委員協議会、市）の充実を図り、人権意識の普及活動を効果的に推進する。	市民・こども局
2 「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」「県及び市町村の拉致問題連絡会議」による情報の提供・共有を図り、支援のための連携を図る。	
3 「かわさき子どもの権利の日事業」の充実を図り、子どもに関わる団体や関係機関との連携強化に努める。	
4 各児童相談所、各区児童家庭課及び児童福祉関係機関等が有機的に連携し、児童家庭支援体制の強化を図る。また、児童虐待の現状を的確に把握するとともに社会環境等の変化に即した支援を検討し、実践する。	こども本部

5 障害者福祉に関する市内関係団体・関係機関を対象としたセミナー、講演会を通じて人権意識の普及を推進するとともに、ネットワークを強化する。	健康福祉局
6 企業等と連携し様々なコンテンツを活用した就労体験などにより、障害者の雇用・就労を促進する。	
7 地域において子どもを支援している団体や関係機関と情報、場及び機会の共有化等を図るため、ネットワークづくりを推進する。	区役所

#### (20) 関係団体への支援

人権擁護のため活動している関係団体等に対し、情報の共有化とともに、様々な支援をします。

具体的な取組	所管局
1 関係団体と連携し、情報の共有化とともに人権意識の普及や人権研修、自立支援に努める。	市民・子ども局
2 DV 被害者支援団体との連携を図り、活動支援を充実させる。	
3 女性相談業務について市内及び県内関係団体（県、市、団体との三者協働一時保護施設）との定期的な情報交換等により、連携強化するとともに財政支援を行う。	子ども本部
4 ホームレス自立支援を行う個人又は民間団体との連携を図り、活動支援を充実させる。	健康福祉局
5 子ども関連ネットワーク等と情報の共有化を図るとともに、市のホームページやガイドブックなどにより、広く関係者に情報を提供する。	区役所

## 第3部 分野別施策

第3部「分野別施策」では、分野別基本計画・行動計画に位置付けられた事業のうち人権施策と特に関連のある事業を掲載しています。第1部「基本的な考え方」と第2部「5つの柱と施策の方向」により体系化された分野横断的な人権施策と、各局が所管する分野別の基本計画や行動計画については相互に反映・調整を図ります。

### 1 子どもの人権の尊重と権利保障の推進

川崎市の人口は年々増加傾向にあります。18歳未満の子どもは人口の15%を占めており、川崎市の未来を担う子どもたちに大きな役割と期待が寄せられています。しかし、一方で子どもたちや子育てをめぐる環境を考えると、いじめ問題や児童虐待など子どもたちが置かれている状況には憂慮すべき問題があります。

川崎市は2000（平成12）年に全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例の理念、趣旨のもと、子どもの意見表明や市政参加の場である「川崎市子ども会議」、子どもの居場所と活動拠点となる「川崎市子ども夢パーク事業」、子どもの権利への理解を深める権利学習や「かわさき子どもの権利の日事業」等、子どもの権利保障を推進する取組を行っています。また、本条例を受け、いじめや体罰、虐待など、子どもの権利の侵害に関わる相談及び救済機関として、2002（平成14）年に人権オンブズパーソンが設置されました。

さらに、2013（平成25）年施行の「川崎市子どもを虐待から守る条例」や、2014（平成26）年策定の「川崎市いじめ防止基本方針」も踏まえ、川崎市は、子どもが一人の人間として尊重され、子どもの笑顔のあふれるまち、子どもが自分らしくいきいきと豊かに暮らせるまちをめざしていきます。

「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画」2014（平成26）年策定  
計画期間：2014（平成26）年度～2016（平成28）年度

#### （1）広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援

主な取組	所管局
1 子どもの権利についての広報・啓発活動の実施	市民・こども局
2 市民及び子どもに関わる職員等への学習・研修の推進	市民・こども局 こども本部 教育委員会
3 子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関への情報提供の充実と連携の推進	区役所
4 子どもの権利学習の推進	教育委員会

(2) 個別の支援

主な取組	所管局
1 やさしい日本語による情報発信や外国人母子保健サービスの実施 2 男女共同参画に関する学習や思春期精神保健相談等の各種相談事業 3 障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援 4 児童養護施設等に入所する子どもへの情報提供や不登校の子どもへの適応指導教室等の支援	こども本部 区役所 教育委員会

(3) 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

主な取組	所管局
1 親等への子どもの権利保障及び子どもの養育に関する支援 2 子どもの居場所の役割等についての広報・啓発と、その確保に向けた支援	市民・こども局 こども本部 区役所 教育委員会
3 育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待・体罰やいじめの防止に関する啓発	市民・こども局 こども本部 教育委員会
4 事業者等への子育てしやすい働き方等に関する啓発	市民・こども局 こども本部
5 地域における子どもの安全への配慮や、子育て及び教育環境の整備	市民・こども局 区役所 教育委員会
6 親等による虐待・体罰の未然防止に向けた啓発活動の充実	こども本部 区役所
7 育ち・学ぶ施設における子どもの権利侵害に関する相談体制の整備及び関係機関との連携の推進	こども本部 教育委員会

(4) 子どもの参加

主な取組	所管局
1 子どもが利用する施設において、子ども運営会議や生徒会活動等、子どもが構成員として参加し、意見表明することへの支援	こども本部 教育委員会
2 子どもだけで安心して自由に利用できる子ども夢パークにおける、子どもの自主的・自発的な参加活動の支援	こども本部
3 子ども会議の開催による、市政等について子どもが市民として意見表明することへの支援	教育委員会

(5) 相談及び救済

主な取組	所管局
1 相談・救済機関についての広報と、関係機関及び団体との連携による、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済	こども本部 区役所 市民オンブズマン事務局 教育委員会
2 相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくり	市民オンブズマン事務局

## 2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重

国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、雇用分野においては、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」等、女性への暴力防止に向けた取組として「ストーカー行為等の規則に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等の制度の整備を推進しています。

川崎市は、1985（昭和60）年「川崎市男女共同社会をめざす計画」を、1995（平成7）年には「かわさき男女平等推進プラン」を策定し、積極的に男女平等施策を推進してきました。

2001（平成13）年には、「男女平等かわさき条例」を制定し、「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざし、男女共同参画社会の理念とその推進体制を明確にするるとともに、2004（平成16）年には「川崎市男女平等推進行動計画」を策定し、計画的に取組を推進しています。

1999（平成11）年に、男女平等施策を推進する拠点施設として開設した川崎市男女共同参画センターでは、関係機関や市民グループなどと連携しながら、調査研究、相談、情報収集・提供、学習・研修、市民の交流活動支援等の事業を実施しています。

また、2001（平成13）年には「川崎市人権オンブズパーソン条例」を制定し、DV、セクシュアル・ハラスメントなど男女平等に関する人権侵害について人権オンブズパーソンが相談・救済を行っています。

しかしながら、依然としてセクシュアル・ハラスメント、DV、性犯罪等、多くの女性が被害を受ける暴力は後を絶たず、また、その背景にある男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識などの問題も残っています。

川崎市では、今後も、男女があらゆる場において男女平等に関わる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた取組を積極的に推進します。

「第3期川崎市男女平等推進行動計画」2014（平成26）年策定

計画期間：2014（平成26）年度～2018（平成30）年度

### （1）男女の人権尊重及び男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

主な取組	所管局
1 広報資料の作成に関する手引きの周知及び活用の徹底	市民・子ども局
2 川崎市 DV 防止・被害者支援基本計画に基づく DV 対策	市民・子ども局 子ども本部
3 教育文化会館・市民館における、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じた、市民への男女	教育委員会

平等に関する学習機会の提供	
4 男女平等に関わる人権侵害に対する人権オンブズパーソンの相談・救済制度等についての広報	市民オンブズマン事務局

(2) 働く場における男女共同参画の推進

主な取組	所管局
1 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供	総務局 市民・こども局 経済労働局
2 男女平等推進及び施策への理解を深めるための職員研修の実施	総務局 市民・こども局 教育委員会
3 仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供	市民・こども局 こども本部 経済労働局 教育委員会
4 待機児童の解消に向けた、保育環境の整備等の充実	こども本部
5 ひとり親家庭等医療費助成等を通じた経済的な支援	こども本部

(3) 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

主な取組	所管局
1 市民・市民活動団体及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動の推進	市民・こども局
2 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) <sup>4</sup> についての講座等を通じた周知啓発	市民・こども局 こども本部

<sup>4</sup> リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。

### 3 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

川崎市将来人口推計によると、日本社会が既に人口減少期を迎えている中で、本市の人口は当分の間増加する傾向にあり、2030（平成42）年時点で約150.8万人とピークに達します。本市の人口がピークを迎えるまでの人口増加期においても、65歳以上の老年人口は2010（平成22）年の約24.1万人から2030（平成42）年には約36.8万人となり、人口に占める割合も16.9%から24.2%へと大きく上昇します。

川崎市では、2012（平成24）年に「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）」を策定し、「川崎らしい都市型の地域居住の実現」をめざすことを基本方針とし、①高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、②介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくりを基本目標として、すべての高齢者が‘あんしん’して生活できるような施策展開をめざしています。

「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）」  
2015（平成27）年策定予定  
計画期間：2015（平成27）年度～2017（平成29）年度

#### （1）いきがい・介護予防施策等の推進

主な取組	所管局
1 高齢者の社会参加（地域づくり）型の介護予防の実現	健康福祉局
2 いきいきセンターやいこいの家の運営など、介護予防拠点の位置付けと機能強化	

#### （2）地域のネットワークづくりの強化

主な取組	所管局
1 単身高齢者をはじめとする高齢者に対する、地域における見守りネットワークの充実	健康福祉局

#### （3）利用者本位のサービスの提供

主な取組	所管局
1 介護保険サービスの着実な提供	健康福祉局



(4) 認知症高齢者施策の充実

主な取組	所管局
1 権利擁護体制の推進	健康福祉局

(5) 高齢者の多様な居住環境の実現

主な取組	所管局
1 特別養護老人ホーム入退居指針による透明性・公平性の確保など、在宅生活が困難となった方のための介護保険施設の整備	健康福祉局
2 保証人がみつからない高齢者等の入居保証及び居住継続を支援する居住支援制度等の普及	まちづくり局

## 4 障害者の自立と共に生きるまちづくり

川崎市では、1997（平成9）年に「かわさきノーマライゼーションプラン」を策定して以来、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながらともに支え合う自立と共生の地域社会を目指して障害者施策に取り組んできました。この計画の名称にもなっている「ノーマライゼーション」とは、障害のある人も障害のない人と同じような生活を送る権利があり、その実現のために生活環境を改善していく必要がある、という考え方です。

2009（平成21）年には、障害者自立支援法の施行や障害者権利条約の採択など国内外の障害者施策を取り巻く動向を踏まえ、時代に対応した障害者施策を総合的に展開するため、第3次かわさきノーマライゼーションプランを策定しました。また、2012（平成24）年に見直しを行い、虐待防止体制の整備、心身障害者手当の見直しに伴う「新たな在宅福祉施策」の着実な実施、特別支援学校等卒業生の日中活動の場の計画的な整備などを新たに位置づけるとともに、これまでの取組の成果と課題を踏まえながら、計画推進の基本的な方向性である「地域生活支援の充実」「地域生活への移行支援」「就労に向けた支援」に引き続き取り組んでいくこととしました。

また、2013（平成25）年には、障害者差別解消法が成立し、2016（平成28）年の施行に向け、広く周知・広報をしていくとともに、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害者差別解消の推進に向けた取組を進めます。

今後も、「まちで暮らそう21世紀」をテーマに、各事業者、福祉・保健・教育・労働等の関係機関と連携するとともに、すべての市民との協働の取組の中で、自立と共生の地域社会の実現を目指していきます。

### 「第4次かわさきノーマライゼーションプラン」2015（平成27）年策定予定

計画期間：2015（平成27）年度～2020（平成32）年度（障害者計画）

2015（平成27）年度～2017（平成29）年度（障害福祉計画）

#### （1）育ち、学び、働き、暮らす

障害のある人もない人も、家族や仲間と囲まれ、それぞれの希望する将来に向かって、実りある生活を送ることを求めています。

川崎市は、障害のある子どもが育ち、学び、また途中で障害者となった人も、地域で活動したり働いたりしながらいきいきと暮らしていける地域社会をめざし、自立に向けて一貫した支援が受けられるようなサービス基盤をつくっていきます。

主な取組	所管局
1 就学相談や教育相談の充実など、子どもと家庭への支援	教育委員会
2 地域自立支援協議会の充実など、地域における自立した生活の支援	健康福祉局
3 就労支援ネットワークの形成など、就労支援と雇用の拡充	

## (2) 地域でふれあい、支え合い

障害のある人に対する支援は、身の回りの介助サービスだけでなく、地域社会の一員としての支援も欠かすことができません。障害のある人だからこそできるピアサポート<sup>5</sup>や、当事者団体などの活動を通して地域とのつながりを持ったり、文化・芸術活動やスポーツなどを通して社会参加したりすることで、地域との交流が深まっていきます。

川崎市は、このような取組が積極的になされることによって、障害のある人も含めた社会的に排除されやすい人を受け止められる成熟した地域になっていくことこそが、そこに暮らすすべての人にとって住みやすい地域となると考え、障害のある人が地域とのつながりが深められるようにするとともに、地域も障害がある人のことを理解し、ともに歩んでいけるような社会をつくっていきます。

主な取組	所管局
1 学校における福祉教育の推進など、地域における交流の促進	教育委員会
2 成年後見制度等の利用の推進や虐待の防止など、権利擁護の推進	健康福祉局
3 文化・スポーツ活動の推進など、社会参加活動の充実	
4 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域交流の推進	

## (3) やさしいまちづくり

地域で生活をしていく上では、日常の買い物をはじめ、銀行や郵便局、通院などで外出する必要性は高く、歩いたり公共交通機関を利用したりなど、その時々で必要な移動手段を選択しています。

川崎市は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づいて、地域の生活環境を移動しやすいものにしていくとともに、いざというときも安全が確保されるようなまちづくりを進めています。

主な取組	所管局
1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進など、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備	まちづくり局
2 災害時に対応できる環境整備など、防災対策の充実	総務局
3 非常通報システムの設置の推進など、防犯対策の充実	健康福祉局

<sup>5</sup> ピアサポート (peer support) : 同じ立場にある当事者による支援活動。

## 5 同和問題への取組

日本固有の人権問題である同和問題は、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」において、その早急な解決は国の責務であり、国民的課題であるとされました。1969（昭和44）年には同和対策事業特別措置法が制定されました（2002（平成14）年廃止）。

川崎市では、1978（昭和53）年に同和対策事業担当を、1983（昭和58）年には教育委員会に同和・人権教育担当を設置し、人権尊重をめざす多くの人々とともに、この問題の解決に向けて努力してきました。そして2002（平成14）年度をもって特別対策から一般対策へ移行しました。

こうした中で、市民の人権意識の向上とともに、人権擁護に取り組むNPO、NGOなどの組織の活動も進展するなど、同和問題をとりまく環境も変化しています。一方、心理的差別は依然として解消されておらず、また、インターネット上での差別情報などの新たな問題も生じています。今後は、人権教育や人権意識の普及がより重要となっています。

国においては、2000（平成12）年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権の尊重に向けて国をはじめ地方公共団体及び国民の責務を示すとともに、2002（平成14）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しています。

川崎市は、関係者の個別のニーズに応じた施策を実施するとともに、同和問題への正しい理解を図るために、人権教育や人権意識の普及を行い、市民や人権に関わる団体等と連携し協力し合いながら、問題の解決に向けて取り組みます。

### （1）人権教育の推進

同和問題は歴史的な経過の中で形成された問題であり、基本的人権の侵害の問題です。同和問題に関する偏見や差別意識を解決し、早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための人権教育を充実させます。

主な取組	所管局
1 学校や地域における人権教育の実施	教育委員会

### （2）人権意識の普及

同和問題の解消に向けて取り組んでいる関係団体・関係機関との情報の交換・共有化を通じて、各種講演会、研修会等を実施します。

主な取組	所管局
1 市民、事業者への普及活動の実施	市民・こども局
2 えせ同和行為の排除	

### (3) 人権研修の充実・推進

同和問題について正しい理解と認識を深め、差別や偏見がない地域社会を実現するため、総合的・計画的で効果的な研修の実施に努めます。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及に向けた事業者、団体等による学習・研修への支援	市民・こども局
2 職員等の人権意識の向上に向けた研修の推進	
3 関係団体・関係機関が開催する研修の場への職員等の参加の促進	

### (4) 相談・救済、自立支援の充実

同和問題に係る差別は依然として解消されておらず、また、インターネット上での新たな問題も生じているため、個別のニーズに対応し相談・救済を進めます。

主な取組	所管局
1 差別事象への対応	市民・こども局
2 生活困窮、就労困難など地域における生活上の様々な問題に対応する生活相談事業への支援	
3 人権侵害のおそれがある身元調査の防止	
4 公正な採用選考の実施に向けた周知の促進	教育委員会

### (5) 連携協働による推進

同和問題に関わる人権問題（インターネット上の差別書き込みや差別文書など）の解消を図るため、関係団体・関係機関との連携協働に努めます。

主な取組	所管局
1 関係団体・関係機関との情報提供・情報交換の推進	市民・こども局

## 6 外国人市民の人権施策の充実

川崎市には、約3万人の外国人市民が暮らしています。歴史的経緯により特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮人が市の南部地域を中心に多く暮らしている一方、1980年代後半以降の地球規模での社会経済構造の変化等によって多くの人々が様々な国・地域から様々な目的をもって来日し、市内全域にわたって居住するようになるなど、その出身国や来日の理由は20年前と比較すると多様化しており、外国人市民の状況も大きく変化しています。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、日本国籍であっても外国文化を背景にもつ人々が増えています。

本市は1970年代から、外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう川崎市の実情を踏まえながら制度の改善を図るとともに、併せて教育・普及等の取組を進めてきました。また、外国人市民は地域社会を構成するかけがえのない一員であるとの認識のもと、外国人市民の声を市政に反映するため1996（平成8）年に「川崎市外国人市民代表者会議」を条例で設置するなど、共生の地域社会づくりを進めてきました。代表者会議から出された提言は設置以来18年間で41項目に及び、「川崎市住宅基本条例」への意見の反映や「外国人市民情報コーナー」の設置など外国人市民施策の推進に結実しています。

しかし、多様な文化を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、偏見や差別意識がなくなっていないという現実もあります。さらに、長年、地域社会で生活していても、国籍の違いで不利益を被ったり、日本語が不自由であるなどの理由で個人の持つ能力を発揮することが難しい状況に置かれている市民も見受けられます。

こうしたことを背景に、本市では国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向け、施策推進の基本的な考え方として具体的推進内容を示す「川崎市多文化共生社会推進指針」を2005（平成17）年に策定（2008（平成20）年改定）し、外国人市民施策を推進してきました。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、訪日旅行者の一層の増加や外国人労働者の受入れも見込まれ、本市でもこの機会を有効に活用した、より海外に開かれた魅力あるまちづくりを進めることが必要です。

今後も、多文化共生社会の実現に向け、これまで積み重ねてきた歴史を大切にしつつ、状況の変化を踏まえながら、関係機関・ボランティア団体等と連携して外国人市民に関わる施策等を総合的かつ計画的に推進していきます。

「川崎市多文化共生社会推進指針」2015（平成27）年度改定予定（計画期間なし）

(1) 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、施策の充実や環境整備に努めます。

主な取組	所管局
1 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づき、行政情報や公共施設の表示について、多言語化やルビ振りを進めるなど、情報の内容や表現について配慮するよう努める。	全局
2 災害時において、外国人市民が差別されることなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努める。	総務局 市民・こども局
3 市の行政サービスを等しく提供できるよう、常に外国人市民の存在を認識し、施策のあり方を検討する。 4 新在留管理制度が市民に定着するよう努める。 5 外国人市民等の社会参加を促進するため、行政サービス窓口等に同行する公的な通訳者の養成・派遣について検討する。	市民・こども局
6 年金加入促進のため、脱退一時金を含めた制度の広報啓発に努める。 7 神奈川県が実施する医療通訳派遣システム事業の運営に積極的に参加し、医療通訳の充実に努める。 8 保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努める。 9 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努める。	健康福祉局
10 住宅基本条例や居住支援制度等の広報啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努める。	まちづくり局

(2) 多文化共生教育の推進

全ての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人の文化を尊重するとともに、自立と相互理解が図られる教育を推進します。

主な取組	所管局
1 全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、全ての子どものための学習環境の整備に努める。 2 日本人と外国人が互いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推進する。 3 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努める。 4 外国人保護者の状況に配慮した情報提供や支援に努める。	教育委員会

### (3) 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

主な取組	所管局
1 外国人市民代表者会議の充実を図るなど、外国人市民の意見の施策反映に努める。	市民・こども局
2 外国人市民グループ、支援グループ等が活動しやすい環境の整備に努める。	

### (4) 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

主な取組	所管局
1 国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努める。	総務局
2 市民グループ、ボランティア団体等に対し、多文化共生の考え方についての広報・啓発に努める。	市民・こども局
3 人権意識や多文化共生意識を啓発するため、市職員及び教職員に対する研修等を充実させる。	
4 事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報啓発に努める。	経済労働局

### (5) 施策の推進体制の整備

主な取組	所管局
1 他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深める。	市民・こども局
2 市民グループやボランティア団体等との連携のあり方を検討する。	
3 多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を実施するよう努める。	



## 7 住み慣れた地域で健やかに暮らせる医療体制の構築

川崎市では、市内の人口の急増や高齢化の進行など、社会環境の変化を踏まえ、市民の医療ニーズや医療現場の課題を把握しつつ、将来を見据えた施策を推進するため、「川崎市地域医療計画」を策定しました。

限られた医療資源を効果的に活用し、医療機能の分化・連携を推進しながら、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される仕組みをさらに推進するとともに、広く市民に、自分が病気になったときにどのような治療が受けられ、どのように日常生活に復帰できるかなど、地域における医療連携体制をわかりやすく示すことが求められています。

また、衛生水準の向上や医学の進歩等により、今日までに、多くの感染症が克服されてきました。しかし、ここ数年来、東アジアを中心として世界各国に広がった SARS<sup>6</sup>などの海外における感染症の発生などの状況の変化に対応するため、2007（平成19）年に結核予防法が統合されるとともに感染症法が改正されました。

わが国においては過去にハンセン病やエイズ<sup>7</sup>等の感染症の患者等に対する差別や偏見が存在したという事実があることを教訓とし、患者等の人権に十分に配慮し、患者・家族等への差別や偏見を排除していくよう努める必要があります。

### 「川崎市地域医療計画」2013（平成25）年策定

計画期間：2013（平成25）年度～2017（平成29）年度

#### （1）地域での暮らしを支える医療の充実

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉・介護の連携による在宅医療・地域包括ケアシステムの推進をめざします。

主な取組	所管局
1 人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供される仕組みづくり	健康福祉局
2 緩和ケア医療の確立など地域医療の機能分化	
3 看護師等の研修支援など医療人材の養成確保	
4 地域包括ケアシステムの確立に向けた保健・医療・福祉・介護の連携と在宅医療の推進	

<sup>6</sup> SARS（Severe Acute Respiratory Syndrome）：重症急性呼吸器症候群。

<sup>7</sup> エイズ（AIDS）：Acquired Immune Deficiency Syndrome（後天性免疫不全症候群）の頭文字。HIV（Human Immunodeficiency Virus、ヒト免疫不全ウイルス）は免疫の仕組みの中心であるヘルパーTリンパ球（CD4）を破壊し、体を病気から守っている免疫力を低下させていきます。HIVに感染してもすぐには発症することはない、潜伏期間（数年から10年以上）を経て、症状が現れた時点でエイズ発症と診断されます。

(2) 安全・安心を支える医療の提供

救急医療機能のさらなる充実とともに、市民が状況に応じて必要な医療を受けられるよう、病院・診療所等の連携システムの強化・医療安全対策を推進します。

主な取組	所管局
1 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供など、健康危機管理体制の整備強化	健康福祉局

(3) 市民とともに育む医療の推進

健康都市に向けて、市民が自ら健康を増進できるように、医療に関する情報発信や普及啓発の充実を図り、保健・医療・福祉・介護の相談機能の連携を推進します。

主な取組	所管局
1 高齢者や障害を持つ市民のアクセシビリティを重視した、市民の視点に立った医療情報の提供	健康福祉局

## 8 ホームレス（野宿生活者）の人権の擁護と自立支援

川崎市は、東京と横浜に挟まれる位置にあり、古くから宿場町・工業都市として発展してきました。その一方で、その発展を支えてきた日雇労働者の一部は、景気に左右されながら次第に野宿生活を強いられ、ホームレス問題として顕在化しました。

2002（平成14）年に国の取組が開始されてからは、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、2004（平成16）年に「川崎市ホームレス自立支援実施計画」を策定して、緊急援護から生活づくり支援への施策転換を図りました。そして、本市におけるホームレスの実情に応じた施策の推進を図るうえでの基本目標と基本方針、達成に向けての具体的な取組を示し、ホームレスに関する諸問題の解決を目指して、2014（平成26）年に第3期実施計画を策定しました。

第3期実施計画では、保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等のホームレスが抱える課題に取り組み、基本的人権を尊重する精神に基づき、地域社会において偏見や差別のない正しい理解と協力を得て、市内で暮らし、活動する多様な主体が一体となって地域社会におけるホームレス問題の解決を図ります。

### 「第3期川崎市ホームレス自立支援実施計画」2014（平成26）年策定 計画期間：2014（平成26）年度～2018（平成30）年度

#### （1）ホームレス自立支援事業

主な取組	所管局
1 巡回相談員が野宿生活場所を訪問する巡回相談事業の実施	健康福祉局
2 社会復帰に向けた支援や一次的な居場所の提供などを行う自立支援センター事業の充実	
3 自立支援センターを自立退所した人へのアフターケア事業の充実	
4 越年対策事業の実施	

#### （2）関係機関との連携による個別分野の取組

主な取組	所管局
1 ホームレスに対する偏見や差別的意識の解消に向けた人権尊重教育やパトロールの実施	教育委員会
2 公共職業安定所等との連携による就業の機会の確保	健康福祉局
3 自立支援センターを活用した緊急一時的な居所提供支援	
4 結核健診・健康診断等の健康対策事業	
5 ホームレスが救急搬送された際等の救急医療活動円滑化事業	まちづくり局
6 居住支援制度の充実	

(3) ホームレス自立支援推進市民協議会

主な取組	所管局
1 関係団体や関係機関との意見・情報交換の実施	健康福祉局

## 9 拉致問題への取組

2003（平成15）年に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が施行され、拉致の問題について国と地方公共団体との連携が図られることとなりました。また、2006（平成18）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、地方公共団体が国と連携し人権侵害に関する啓発を図るよう努めることになりました。

川崎市では、2003（平成15）年に副市長を座長とする「川崎市拉致被害者家族支援連絡会議」を設置し、関係局、関係機関と連携し情報の収集等を行ってきました。さらに、これまで実施してきた拉致被害者家族への支援に加えて、拉致被害者本人への支援体制の構築に向けて、2014（平成26）年に要綱を改正し、名称を「川崎市拉致被害者及び被害者家族支援連絡会議」に変更するとともに、設置目的及び所掌事務を改めました。

今後も、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための支援を連絡会議を中心に進めてまいります。

### （1）人権教育の推進

主な取組	所管局
1 拉致問題を含めた人権尊重教育の推進	教育委員会

### （2）人権意識の普及

主な取組	所管局
1 市民、事業者、団体等に対する拉致問題についての普及活動の推進	市民・子ども局

### （3）人権研修の充実・推進

主な取組	所管局
1 職員を対象とした拉致問題についての研修の実施	市民・子ども局

### （4）相談・救済、自立支援の充実

主な取組	所管局
1 川崎市拉致被害者及び被害者家族支援連絡会議の開催	市民・子ども局

### （5）連携協働による推進

主な取組	所管局
1 市民団体・他自治体との連携	市民・子ども局
2 国際的な働きかけ	

## 10 性的マイノリティの人々の人権

性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）とは、セクシュアリティ<sup>8</sup>が少数派の人々の総称です。同性愛や両性愛、トランスジェンダー<sup>9</sup>、インターセックス（性分化疾患）の人々を含んでいます。また、女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、性転換者・異性装同性愛者（トランスジェンダー、Transgender）の頭文字をとった LGBT という表現もあります。

これらのうち性同一性障害者<sup>10</sup>については、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者の戸籍上の性別変更が可能になりました。また、2010（平成22）年に文部科学省が「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」を通知したほか、2012（平成24）年に厚生労働省が「国民健康保険被保険者証の性別表記について」を発して性同一性障害に配慮した対応を求めています。2014（平成26）年には、文部科学省が初めて「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を実施しました。

川崎市は、2010（平成22）年に性同一性障害のある子どもの保護者から相談窓口開設についての要望があったことを受け、全国の自治体で初めて相談窓口を開設しました。今後も、すべての人が平等を前提として互いにそれぞれの違いを認め、多様性（ダイバーシティ）を尊重しあい、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きる地域社会の実現を目指していきます。

### （1）人権教育の推進

	主な取組	所管局
1	性的マイノリティを含めた人権尊重教育の推進	教育委員会
2	性別違和のある児童生徒が抱える問題に対する教育現場での配慮の充実	

<sup>8</sup> セクシュアリティ（sexuality）：人の性のありよう。性指向（性的興味、関心、魅力などがどの性別に向けられるかということ）、性同一性（ジェンダー・アイデンティティ、gender identity）身体的性別、性役割などを含む。

<sup>9</sup> トランスジェンダー（transgender）：伝統的な性役割や性別概念にとらわれずに、自分のセクシュアリティを持つ人々のこと。「性別（gender）を越境（trans）する人」の総称。性同一性障害の人々を含む。

<sup>10</sup> 性同一性障害（Gender Identity Disorder、GID）：生物学的な性（sex）と人格的な性（gender）が一致せず、そのことについて苦しんでいる状態をいう。「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定めている。

(2) 人権意識の普及

主な取組	所管局
1 市民、事業者、団体等に対する性的マイノリティについての普及活動の推進	市民・こども局

(3) 人権研修の充実・推進

主な取組	所管局
1 学習会及び事例検討会の実施	健康福祉局
2 校長、教頭、養護教諭をはじめとする教員を対象とした、性的マイノリティについての研修の実施	教育委員会
3 スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを対象とした、性的マイノリティについての研修の実施	

(4) 相談・救済、自立支援の充実

主な取組	所管局
1 市ホームページや市政だよりへの相談窓口情報等の掲載	市民・こども局
2 かわさきしこどもページへの相談窓口情報等の掲載	
3 こども家庭センターでの、児童を対象とした性同一性障害等についての相談体制の充実	こども本部
4 精神保健福祉センターでの、主に高校生年齢以上を対象とした性同一性障害についての相談体制の充実	健康福祉局
5 教育相談室での性同一性障害についての相談体制の充実	教育委員会
6 教育相談センターでの性同一性障害についての相談体制の充実	

(5) 連携協働による推進

主な取組	所管局
1 人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会の開催	市民・こども局

## 1.1 自殺をめぐる問題への取組

日本の年間自殺者数は2012（平成24）年に15年ぶりに3万人を下回ったものの、依然として多くの方が自殺により亡くなっている現状があります。「自殺」はその多くが個人の意思や決定によるものではなく、その多くが社会的要因により「追い込まれた死」とされ、2006（平成18）年に制定された自殺対策基本法においても「その背景に様々な社会的な要因がある」と明言されています。また「自殺」をめぐる「こころの弱い人がすること」「身勝手な行為」といった誤った考えは、自殺を考える人や行為に及んだ人、遺族や身近な人への偏見につながり、さらなる追い込み、社会的孤立を生じます。「追い込まれる死」を防ぐには、「自殺」に関する正しい認識の普及と社会的支援、互いの人権と多様性が尊重され共に生きることのできる社会づくりが必要です。

こうした状況や考え方を受け、川崎市でも2013（平成25）年に「川崎市自殺対策の推進に関する条例」を制定し、自殺対策を個々人の自殺発生への危機対応だけではなく、誰もが健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の構築を目指すものとして、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための自殺対策総合推進計画を定め、必要な施策を講じていくこととしました。

また「自殺」をめぐる「こころの弱い人がすること」「身勝手な行為」といった誤った考えから、遺族や身近な人も偏見にさらされるといった人権問題の連鎖も生じています。

なお、亡くなった方々の死に至らざるを得なかった過程や遺族等の心情から、遺族等に関する表現においては「自殺」ではなく「自死」という言葉を用いています。

### 「川崎市自殺対策総合推進計画」2015（平成27）年策定予定

計画期間：2015（平成27）年度～2017（平成29）年度

#### （1）自殺の実情を知る

	主な取組	所管局
1	自殺予防に関する普及啓発事業	健康福祉局
2	「いのち、こころの教育」の推進	教育委員会



(2) 自殺防止のためつながる

主な取組	所管局
1 市職員のゲートキーパー <sup>11</sup> 講習の実施	総務局 健康福祉局
2 各種相談窓口の設置と連携	市民・こども局 健康福祉局 区役所
3 遺児支援者向け研修の実施	こども本部
4 地域・職域連携推進事業の実施	健康福祉局
5 こころの電話相談の実施	
6 かながわ自殺対策会議の開催	
7 川崎いのちの電話との共催講演会の実施	
8 ゲートキーパー講習の実施	健康福祉局 区役所
9 教職員向け心の健康相談支援事業の実施	教育委員会

(3) 自殺防止のために支える

主な取組	所管局
1 自死遺族の集いの開催	健康福祉局
2 自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施	
3 各区精神保健相談	区役所
4 自殺未遂者支援の実施	健康福祉局 区役所 病院局 消防局

<sup>11</sup> ゲートキーパー：直訳すると「門番」。自殺につながりそうになることにストップをかける「命の門番」という意味。悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

## 1 2 様々な市民の権利の尊重と差別の撤廃

これまで取り上げた人権問題以外についても、様々な視点から課題の解決に向けて取り組む必要があります。

例えば、川崎市には、アイヌの人々など固有の歴史や文化・伝統を持った市民や、災害被害者、犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人など、様々な社会的背景をもつ人々が共に生活しています。その中には、様々な理由で不当な差別を受けたり、偏見にあった人々も少なくありません。

川崎市では、多文化理解の取組などを進めています。また、情報化や科学技術の進展に伴い、インターネットを利用した犯罪や人権侵害など、新たな人権課題や個人のプライバシー保護など、あらゆる偏見や差別を解消する視点に立って、より一層の人権施策の推進を図ります。

これらの施策の推進にあたっては、人権を尊重し、様々な歴史・文化、社会的背景をもった市民がお互いを認め合い、共に生きる、いきいきとした地域社会づくりをめざします。

### (1) 固有の歴史・文化を持つ人々の人権

アイヌの人々に対しては、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、それまでの「北海道旧土人保護法」が廃止されました。アイヌの人々などの様々な固有の歴史や文化・伝統等を持つ人の権利を保障し、尊重と理解を深めるための取組を行います。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及	市民・こども局

### (2) 犯罪被害者の人権

2005（平成17）年の「犯罪被害者等基本法」の施行に伴い、この法に基づき同年12月に「犯罪被害者等基本計画」が策定され、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえ、情報共有等を図り、連携協力し、地域の実情に応じた施策を推進することとされました。

川崎市では、犯罪被害者やその家族への人権課題についての理解を深めるための普及活動に努めるとともに、国の「犯罪被害者等基本計画」に対応する施策の検討を行い、2008（平成20）年に安全・安心まちづくり対策員（非常勤）による電話相談と面接相談を開始しました。

今後も国、県、関係機関や関係団体と連携を図りながら、犯罪被害者の立場に立った具体的な施策を検討し、支援に取り組んでまいります。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及	市民・こども局
2 相談・救済、自立支援の充実	

### (3) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、真摯な更正の意欲がある場合でも、周囲の偏見や差別意識などにより、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会生活の様々な場面において、社会参加や社会復帰することが、きわめて厳しい状況にあります。本人及びその家族への偏見や差別をなくすために、支援団体と連携を図りながら、普及活動に努めます。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及	市民・こども局
2 相談・救済、自立支援の充実	

### (4) 災害被害者の人権

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故により、多くの方々が避難生活を強いられ、様々な事情をもつ被災者への支援や配慮などが改めて認識されることになりました。

「川崎市地域防災計画」に基づき、地震や台風などにより災害にあわれた方々が安心して生活できるよう、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した避難所運営や、災害時要援護者<sup>12</sup>への避難支援に取り組むほか、災害の犠牲になる可能性の高い子ども、高齢者、障害者、外国人市民等に対し、自主防災組織、地域住民、企業等、地域の共助により支援していく体制の整備を進めます。

### 「川崎市地域防災計画」2014（平成26）年修正 ※計画期間の定めなし

主な取組	所管局
1 避難所の運営等への女性の参画に努める。	総務局
2 東日本大震災避難者への支援を進める。	
3 川崎市災害時要援護者避難支援制度の周知に努める。	総務局
4 災害弱者に配慮した備蓄品を整備する。	健康福祉局
5 災害時における外国人市民向け広報を推進する。	市民・こども局

<sup>12</sup> 災害時要援護者：高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等で、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々。川崎市では、災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申し込みをいただき、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制づくりを行う「災害時要援護者避難支援制度」を実施している。

(5) 人身取引被害者の人権

2000（平成12）年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」が国連総会で採択されました。国は、関連法の整備を進めている中で、2004（平成16）年には「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引被害者を保護の対象として明確に位置づけ、被害者の保護・援助には関係団体や警察など関係機関との連携が不可欠であるとしています。川崎市では、国の法整備等の動向を踏まえながら、関係団体・関係機関との情報交換や人権意識の普及等に努めます。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及	市民・こども局

(6) インターネットによる人権侵害

2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行されました。近年、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）などのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）<sup>13</sup>の利用が多様な分野で進んでいます。ホームページ等における不特定多数の利用者に向けた情報発信や電子掲示板を利用した情報の交換等において、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等人権に関わる問題が生じないように、関係団体・関係機関と連携を図りながら、情報の収集と人権侵害を伴う掲載に対して対応していきます。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及	市民・こども局

<sup>13</sup> SNS：Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まるなど、ある程度閉ざされた世界にすることで、利用者間の密接なコミュニケーションを可能にしている。

## 第4部 計画の推進

### 1 推進の経緯

川崎市は、人権施策を推進するため、1995（平成7）年に市民局に人権担当を設置し、翌年、外国人市民施策を事務分掌に加え人権・共生推進担当とし、1999（平成11）年に女性行政推進室と統合し、人権・男女共同参画室を設置しました。

その後、2001（平成13）年には「子どもの権利担当」を教育委員会から移管、2002（平成14）年には「同和対策担当」を健康福祉局から移管し、分野別の人権施策を総合的に推進する体制を整備しました。

また、庁内連絡調整組織については、1999（平成11）年の組織統合の際に、「人権・共生推進連絡会議」と「女性行政推進会議」を統合し、全局（室）区長で構成する「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」を設置し、人権に関わる諸施策について全庁的な連携・調整を行ってきました。

一方、人権施策に係る外部委員による検討・協議組織については、1996（平成8）年に「川崎市人権政策研究会」を設置し、1997（平成9）年に「川崎市人権施策推進指針」の策定に向けた協議機関として「かわさき人権懇話会」に改組しました。

「かわさき人権懇話会」は1999（平成11）年に人権・男女共同参画室が設置された際に「かわさき人権啓発推進協議会」として改組され、人権施策の推進を図るために必要な事項について検討・協議するための組織と位置づけられました。

2012（平成24）年には、協議会が基本計画の推進にあたって意見及び助言を行うことを明確にするため、要綱を改正して名称を「かわさき人権施策推進協議会」に変更するとともに、設置目的及び所轄事項を改めました。

### 2 推進体制の充実

#### （1）庁内連絡調整組織

本計画を効果的に推進するためには、人権施策に係る各部局間の調整・協力が不可欠であるとともに、人権教育や人権意識の普及、人権研修、相談・救済等を総合的に検討する必要があることから、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」の機能の強化を図るなど庁内推進体制を整備します。

また、各部局で人権施策に係る様々な事業を展開していることから、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」のもとに設置した、課長級を構成員とする「幹事会」や、子どもの権利や男女平等施策など分野別の人権施策を推進するため設置した各部会で具体的な施策を協議し、横断的・総合的に施策を推進していきます。

## (2) 施策の検討・協議組織

人権思想の普及啓発の推進、人権侵害の防止及び人権救済等の方策を検討・協議するとともに、川崎市人権施策推進基本計画の検証等について意見及び助言等を行うため、学識経験者、関係団体、市民の代表者等で構成する「かわさき人権施策推進協議会」を設置しています。庁内連絡調整組織と「かわさき人権施策推進協議会」を両輪として、人権施策を総合的に推進していきます。

## (3) 関係団体・関係機関との連携

人権が尊重され共に生きる社会をつくるためには、関係団体・関係機関との協力が必要です。施策の効果的な推進をより一層図るため、「川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」（横浜地方法務局川崎支局、川崎人権擁護委員協議会、川崎市で構成）や「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」（市域で活動する民間団体等が加盟）など各分野において多様な活動を展開している関係団体・関係機関との連携を強化し取り組んでいきます。

# 3 進行管理

本計画の進行管理を行うため、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」で各部局間との連絡調整を図りながら、人権施策を総合的に推進してまいります。

また、計画に基づく事業等の取組状況について、毎年度、所管課による自己評価を実施し、進捗状況を把握するとともに、「かわさき人権施策推進協議会」に意見・助言を求めます。

さらに、必要に応じて計画全体について、「かわさき人権施策推進協議会」に意見・助言を求め、その結果を公表します。